

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者等支えあい見守りあいネットワーク事業（救急医療情報キット等）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦			
		担当者名	小西純一	内線	2678			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	支えあい見守りあいネットワーク事業費(01-02-15)							
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	22 年度	根拠	荒川区におけるひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定書			
終期設定	有	無	年度	法令等	活動に関する協定書			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]						
目的	<p>【救急医療情報キットの配付】</p> <p>救急時に、救急隊が必要な医療情報を迅速かつ的確に把握し、速やかな救急処置及び病院への搬送を可能とすることにより、ひとり暮らし高齢者等の不安の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【新聞販売店による見守り活動】</p> <p>家庭内における高齢者の異変を早期に発見して、区や警察、消防等の各関係機関へ速やかに通報する体制を構築することにより、区内の高齢者の安心・安全の確保と地域の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>							
対象者等	<p>【救急医療情報キットの配付】</p> <p>高齢者等支えあい見守りあいネットワーク事業における活動希望届を提出した者</p> <p>【新聞販売店による見守り活動】</p> <p>65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及びこれに準ずる世帯において、荒川区新聞販売同業組合に加盟する新聞販売店から新聞を定期購読している者のうち、見守り希望申込書を提出する者</p> <p>ひとり暮らし高齢者に準ずる世帯とは、寝たきり、認知症等により緊急時に警察、消防、救急の各種通報をすることができず、見守りを必要とする世帯をいう。</p>							
内容	<p>【救急医療情報キットの配付】</p> <p>常時、ひとり暮らし高齢者等の家庭内（冷蔵庫）に救急医療情報キット（以下「キット」という。）を保管することにより、救急時に駆けつけた救急隊は、キットに保管されている救急医療情報を基にして迅速かつ適切な救急救命活動を行うことが可能となる。このキットは民生委員や区職員を通じて対象者に配付する。《配付する救急医療情報キットの内訳》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. キットボトル本体 2. 救急医療情報シート（氏名、住所、性別、生年月日の他、緊急連絡先、かかりつけ医、既往、服薬情報等を記載する様式、耐水性のある特殊な紙を用いる。） 3. ステッカー（玄関、冷蔵庫に貼付して、救急隊に対して救急医療情報キットの存在を明らかにする。） <p>これらの他に、各自で顔写真（本人確認できるもの）、健康保険証・診察券・薬剤情報提供書の各写しを用意する。</p> <p>【新聞販売店による見守り活動】</p> <p>荒川区と荒川区新聞販売同業組合との間で、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定を締結する。区は、配達時や集金時において対象者に異変があった旨の通報を新聞販売店側から受けた場合には、関係部署、各地域包括支援センターと連携して対象者の安否確認を行う。なお、その異変が一刻を争う緊急事態であれば、新聞販売店は直接警察、消防の各関係機関にその旨を通報するとともに、区に対しても同様の通報し、区は各関係機関と連携を図る。</p>							
経過								
必要性	<p>【救急医療情報キットの配付】</p> <p>対象者が急変した時に、救急隊が必要な医療情報を的確に把握して迅速に救急救命活動が行えるとともに、他自治体では、このキットを活用したことにより命を救えたという事例もあることから、その必要性は高い。</p> <p>【新聞販売店による見守り活動】</p> <p>新聞販売店は、同じ地域において業務を行っているため、ひとり暮らし高齢者世帯等の見守りを必要とする者の異変を早期に発見することが期待できるとともに、地域の人々を中心とした現状の見守り活動を充実させて、支えあい見守りあいのネットワークを強化することができることからその必要性は高い。</p>							
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>【救急医療情報キットの配付】</p> <p>荒川区高齢者等支えあい見守りあいネットワーク事業における見守り活動希望届を提出している者に対して、見守り活動及び名簿の活用の一環として、民生委員に訪問による配付を依頼するとともに、区職員でも訪問による対応を行う。</p> <p>【新聞販売店による見守り活動】</p> <p>見守り活動希望届の提出に基づき、見守り対象者名簿を作成して荒川区新聞販売同業組合に加盟する新聞販売店側へ提供する。対象者名簿は、随時更新させた最新のものを提供する。</p> <p>新聞販売店側は、配達時や集金時に区が提供した名簿に記載された対象者を見守る。具体的には、対象者が新聞を2日間程度抜き取らずに溜めているか否か、その他に異変があったか否かを確認する。確認の結果、異変があった場合には新聞販売店は区に通報する。区は新聞販売店からの通報を受けて、関係部署、各地域包括支援センターと連携しながら対象者の安否確認を行う。安否確認に当たっては、関係部署・親族・知人・地域関係者等から情報収集するとともに、止むを得ない場合には、あらかじめいただいた本人の同意の下で、対象者の住居内に立ち入る。</p>							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額							2,232
	決算額（22年度は見込み）							2,605
	人件費							
	【事務分担量】（%）							
	合計（+）	0	0	0	0	0	0	2,605
	国（特定財源）							
都（特定財源）							1,116	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	1,489	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	救急医療情報キットの配付数							
	見守り希望登録者人数							

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳					消耗品費・印刷製本費	2,232

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	キット配付個数					5,000	
	見守り希望登録者人数					5,000	

（問題点・課題分析）	<p>これからの課題として、まず救急医療情報キットについては、そのキット配付の対象者が現在支えあい見守りあいネットワーク事業における活動希望届を提出している者に限られているため、健康上不安を抱える高齢者等にも配付することができるような仕組みにすることが必要である。</p> <p>また、新聞販売店による見守り活動については、新聞販売店の他にも、区内には地域に根ざした事業者は数多くあることから、この支えあい見守りあいのネットワークをさらに広げていくことが必要である。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 2 区 未実施 20 区）</p> <p>【救急医療情報キットの配付】港、千代田 【新聞販売店による見守り活動】千代田、世田谷</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	救急医療情報キットの配付対象者を拡大するとともに、救急医療情報キットを地域で見守りを必要とする高齢者を掘り起こしていく1つのツールにする。	配付対象者を拡大することにより、健康上不安を抱えている区内高齢者に配付することができるとともに、地域で見守りを必要とする高齢者を掘り起こしていくことが可能となる。
	新聞販売店の他に、区内事業者（乳酸菌飲料販売事業者、郵便事業者、宅配事業者等）に積極的にアプローチを図り、見守り活動を充実させて、支えあい見守りあいのネットワークを広げていく。	見守りを必要とする高齢者に対して、見守り活動に対するバックアップを多くの民間事業者から得ていくことで、区内高齢者の孤独死や孤立死の解消につなげていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	重点的に推進	ひとり暮らし高齢者等の把握に努め、事業の実効性を向上させる必要がある。

議（会）質（問）状	
-----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	敬老週間事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦			
		担当者名	小西純一	内線	2678			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	敬老週間事業費(01-04-01)							
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	46年度	根拠	荒川区敬老品贈呈事業実施要綱			
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区山谷地域敬老会事業補助金交付要綱			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]						
目的	<p>満百歳を迎える者（以下、長寿者とする。）、並びに数え年で白寿、米寿及び喜寿を迎える者に対して敬老品を贈呈することにより、区内にお住まいの高齢者に対して敬意を表するとともに、ご長寿とご健康をお祝いする。</p> <p>地域のレクリエーションを主催する財団法人城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）に補助金を交付して、山谷地域にある簡易宿泊所に宿泊する高齢者の慰安と激励を図る。</p>							
対象者等	<p>荒川区に住所を有する高齢者のうち、以下の要件に該当する方。</p> <p>長寿者：明治43年1月2日～明治44年1月1日生まれ 白寿：大正元年生まれ 米寿：大正12年生まれ 喜寿：昭和9年生まれ</p> <p>財団法人 城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）</p>							
内容	<p>敬老品 荒川区商店街連合会が発行する区内共通お買い物券を贈呈する。 （長寿者：50,000円、白寿：30,000円、米寿：10,000円、喜寿：5,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白寿・米寿及び喜寿の方へは、8月下旬頃（予定）から民生委員が対象者宅を直接訪問して贈呈する。 ・長寿者の方へは、事前に表敬訪問の希望の有無に関する意向調査を行い、訪問希望者には区長等が訪問して敬老品とともに花束を贈呈する。訪問辞退者には担当職員及び民生委員が訪問して敬老品を贈呈する。 ・満百歳を超える方へは、表敬訪問を希望した方について花束を贈呈する。 <p>山谷地域敬老会補助 財団法人城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）の敬老事業(レクリエーション事業)に対して補助金を交付する。</p>							
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老金（75歳以上）昭和33年度開始～平成9年度に廃止する。 ・表敬訪問（95歳以上）昭和46年度開始～平成9年度に廃止する。 ・長寿者祝金（100歳以上）昭和62年度開始～平成12年度に廃止する。 ・敬老品 昭和40年度開始 記念品を贈呈（喜寿・米寿） 平成10年度改正 敬老金と表敬訪問の廃止に伴い、敬老品の贈呈の対象者に白寿を追加する。 平成11年度改正 敬老品を各種記念品から区内共通お買い物券（金額は現在の金額）へ変更する。 平成13年度改正 長寿者祝金の廃止に伴い、敬老品の贈呈の対象者に長寿者を追加する。満百歳を超える方については、表敬訪問を希望した方について花束を贈呈する。 ・山谷地域敬老会補助 昭和61年度開始 150,000円 平成13年度改正 240,000円（台東区と同額に変更） 							
必要性	<p>区民のご長寿とご健康をお祝いする事業は各自治体においても重視しており、とりわけ23区の中でも高齢化率の高い当区にとっては、本事業の必要性は極めて高い。</p>							
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>敬老品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員が、対象者宅を直接訪問して敬老品を贈呈する。 ・敬老品を地区民生委員別に仕分ける作業を荒川区シルバー人材センターへ委託する。 							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	15,823	16,365	17,510	18,918	18,876	20,409	20,744
	決算額（22年度は見込み）	15,290	15,937	16,902	17,949	18,692	19,290	20,774
	人件費		2,758	2,733	2,477	2,033	1,222	
	【事務分担量】（%）		32	32	817	24	15	
	合計（+）	15,290	18,695	19,635	20,426	20,725	20,512	20,774
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	15,290	18,695	19,635	20,426	20,725	20,512	20,774	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	喜寿（22年度は見込み）	1,684	1,671	1,641	1,663	1,822	1,907	1,910
	米寿（22年度は見込み）	515	493	603	620	629	630	715
	白寿（22年度は見込み）	29	58	48	53	54	52	68
	長寿者（22年度は見込み）	8	10	16	28	24	28	27

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	敬老品	18,220	敬老品	18,795	敬老品
	その他消耗品	112	その他消耗品	134	その他消耗品	258	
	祝辞印刷	56	祝辞印刷	57	祝辞印刷	80	
役務費	入院者への郵送料	9	高齢者訪問意向調査郵送料	6	高齢者訪問意向調査郵送料	18	
委託料	祝品包装作業委託	55	祝品包装作業委託	58	祝品包装作業委託	58	
負担金補助	山谷敬老会への補助金	240	山谷敬老会への補助	240	山谷敬老会への補助	240	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	敬老品贈呈数	2,364	2,529	2,617	2,720		実際の贈呈件数(22年度は見込)
	対象者人数	2,423	2,596	2,712	2,720		22年度は見込み

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口の増加に伴い、敬老品を贈呈する対象者についても増加の一途である。 ・平成11年度から敬老品を各種記念品から区内共通お買い物券へ変更して本事業を実施しているところであるが、区内共通お買い物券は区内商店街の取扱店舗での利用に限られ、一部地区では利用しづらいとの声がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>各区で、敬老品の贈呈対象者や贈呈する品の内容に差異があるものの、全区で敬老週間行事の一環として祝品を贈呈している。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	敬老品の贈呈期間を現行（8月下旬から10月下旬まで）よりも延長する。	贈呈期間の延長に伴い、より多くの対象者に敬老品を贈呈することが可能となり、事業の趣旨に合致する。
	敬老品の内容（現行は区内共通お買い物券）が現行のままでよいか検討していく。	敬老品の内容を検討することにより、より多くの高齢者に喜ばれる物を敬老品として贈呈することが可能となり、事業の趣旨に合致する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者の長寿をお祝いするとともに、感謝の意を表するため、実施する。

議（会）要（質）問（旨）状	<p>平成12年三定 福祉切捨ての見直しを求める。共産党区議</p> <p>平成13年保健福祉委員会 長寿慶祝の会の招待者の年齢の変更についての報告（節目年齢への変更）結果、対象年齢は従来どおり</p> <p>平成13年予算特別委員会 長寿慶祝の会の開催内容について 共産党など</p> <p>平成22年予算特別委員会 区内共通お買い物券の利便性の向上を求める。自民党</p>
---------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者総合相談窓口	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	三和田 富美	内線	2679
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	高齢者福祉事業事務費(01-07-01) 家族介護支援事業費（01-02-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	59年度	根拠	地域保健法、介護保険法、健康増進法、
終期設定	有	無	年度	法令等	精神保健福祉法
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	<p>1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 高齢者の健康づくりや生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者の生活支援、介護が必要な高齢者及びその家族に対する区の保健福祉サービスの利用申請や情報提供、病院・施設への入所相談など、高齢者に関する総合的な申請及び相談窓口を運営する。</p> <p>2 認知症専門相談 認知症やその他の精神疾患（疑いを含む）のある高齢者の精神保健福祉に関する相談を精神科医師と保健師が行う。</p> <p>3 認知症高齢者を支える家族の会（銀の杖）支援 家族団体の活動に要する費用の一部を助成することにより、家族団体の活動の充実を図り、認知症高齢者の福祉の向上を図る。</p>				
対象者等	<p>1 概ね65歳以上の高齢者及びその家族</p> <p>2 介護サービス事業者や関係機関</p> <p>3 認知症者の家族</p>				
経過	<p>1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 再任用及び再雇用職員3名体制（窓口2名）</p> <p>2 認知症専門相談 精神科医師による面接相談及び訪問相談を予約制で行う（月5回、13～15時の2時間）。また、随時、保健師による相談を行う。 ・ 認知症等の診断 ・ 専門医療機関の紹介 ・ 介護や精神保健福祉情報の提供等</p> <p>3 荒川区認知症高齢者を支える家族の会に補助金を交付するとともに、保健師を派遣し、地域包括支援センターとともに会の運営を支援する。</p>				
必要性	おとしよりなんでも相談及び認知症専門相談は、高齢者等が適切な医療や保健福祉サービス、介護サービスを受けることにより、安定した生活を過ごすために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	1,238	1,245	1,239	1,239	1,624	1,589	1,554	
決算額(22年度は見込み)	1,206	1,228	1,107	1,084	1,493	1,483	1,554	
人件費		17,492	16,558	7,623	9,929	10,389		
【事務分担量】（%）		420	410	455	345	348		
合計（+）	1,206	18,720	17,665	8,707	11,422	11,872	1,554	
国（特定財源）			430	419	588	533	604	
都（特定財源）			215	210	293	266	302	
その他（特定財源）			418	450	570	535	606	
一般財源	1,206	18,720	16,602	7,628	9,971	10,538	42	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	おとしよりなんでも相談件数	4,845	5,103	5,244	5,135	8,320	7,565	8,000
	認知症相談件数	78	84	82	68	98	98	120

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報酬	精神科医報酬	1,408	精神科医報酬	1,334	精神科医報酬	1,482
	一般需用費	窓口消耗品	41	窓口消耗品	107	消耗品	30
	備品購入費		0	相談室用衝立			
	負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42
	共済費		2	公務災害負担			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	相談件数	68	98	91	120	120	認知症専門相談・延べ人数
	相談件数 (おとしよりなんでも相談)	5,135	8,320	7,565	8,000		
	会員数	60	52	60	65	70	荒川区認知症高齢者を支える家族の会

（問題点・課題）	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢化が進展し、認知症や妄想性障害などの精神疾患を持つ方が増加の一途をたどっている。しかしながら、区内には精神科を専門とする診療所が8か所、入院医療機関は皆無であり、非常に少ない現状である。 2 高齢者の精神疾患は早期に発見し、適切な治療に繋げる必要があり、区が実施する専門相談は非常に重要な役割を担っている。 3 介護サービス事業者や地域包括支援センターが認知症者等の支援にあたり、認知症専門相談を利用する事例が増えている。 4 認知症を支える家族の会（銀の杖）の会員が高齢化しており、会員自身の介護予防に取り組みながら活動を行うことを支援するとともに、認知症介護に悩む方に対しては、当会の支援を行う必要がある。 5 銀の杖は介護者懇談会を行い、介護や精神疾患などの相談を担っている。高齢者福祉課と地域包括支援センターと社会福祉協議会が支援している。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 なし 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
単身または家族基盤が脆弱な認知症者や妄想性障害のある高齢者が増加しており、認知症専門相談を広く周知する。	認知症高齢者を支援する介護サービス関係者や家族が専門相談を利用することで、認知症をはじめとする高齢者の精神疾患を早期に発見し、治療や介護サービスにつなぐことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	高齢者等が抱える様々な相談に対応するため、高齢者に関する総合的な相談窓口を運営する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム措置	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	坂野竜二	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	養護老人ホーム措置(01-01-01)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	41 年度	根拠	老人福祉法第11条第1項第1号
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区老人ホーム入所判定委員会設置要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。				
内容	<p>養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。区では都内・近県の施設に入所措置している。</p> <p>[措置要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として65歳以上 ・経済上(生保受給者等)、環境上(簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境、居住環境等)の理由により、居宅において生活することが困難な者 <p>[措置手続]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所申請受理 ・実態調査(訪問・面接) ・入所判定委員会 ・入所(立会い・移送) <p>[入所判定委員会委員の構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師2名(荒川区医師会推薦医師) ・養護老人ホーム施設長 ・荒川区保健所長 ・高齢者福祉課長 ・老人福祉指導主事(高齢者サービス調整係長) ・老人福祉担当者(ケースワーカー) <p>[自己負担金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額 前年収入に応じ国が定めた基準(平成18年1月24日 老発第0124001号「老人福祉法第11条による措置事務の実施に係る基準」)に基づき徴収する。毎年7月1日に改定する。 ・徴収方法 当月分納付書を翌月に入所者又は扶養義務者宛てに郵送。滞納が生じた場合は、滞納している者と区で分納計画を取り交わし徴収している。 				
経過	<p>昭和41年より、老人福祉法11条を根拠に実施。</p> <p>平成12年10月～ 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。</p> <p>平成14年4月1日 区内養護老人ホーム(千寿苑)開設。(60床中荒川区枠は17床、残りは台東区枠)</p> <p>平成18年4月より、法改正で外部の介護保険サービス併用可(将来的にはケアハウスの形態に転換)</p>				
必要性	法定措置事務として、要援護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	176,567	183,606	184,396	183,147	183,452	187,222	192,354	
決算額(22年度は見込み)	176,276	178,248	165,474	174,104	183,448	186,096	192,354	
人件費		12,929	11,529	7,686	2,541	2,118		
【事務分担量】(%)		150	135	90	30	40		
合計(+)	176,276	191,177	177,003	181,790	185,989	188,214	192,354	
国(特定財源)	76,366	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	
都(特定財源)	24,755	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	
その他(特定財源)	19,197	18,359	15,768	15,872	18,891	19,048	20,270	
一般財源	55,958	172,818	161,235	165,918	167,098	169,166	172,084	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	措置件数(継続数措置件数)	88	89	85	85	91	87	
	措置施設数	22	22	22	21	23	23	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	支払代行事務	597	支払代行事務	604	支払代行事務	625
	扶助費	措置費	182,851	措置費	185,492	措置費	191,729

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	措置件数	85	91	87	93	-	22年度は見込
	措置実施施設数	21	23	23	23	-	22年度は見込

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム入所後、集団生活・規律生活へ順応できず自己の意思によりで退所する事例が増えている。 ・身体状況から特別養護老人ホームの入所が適当となった場合に、すみやかに特別養護老人ホームに移行できるよう支援するシステムが必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
被措置者との対面指導を強化する。	自己判断による退所を抑止する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定措置事務ではあるが、事業の必要性を考慮し、引き続き実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	坂野竜二	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	特別養護老人ホーム(01-01-02)				
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 12年度	根拠法令等	老人福祉法第11条第1項第2号 荒川区における老人福祉法に規定するやむをえない事由による措置に関する要綱		
終期設定	○有 ●無 年度				
実施基準	●法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に通常の方法により入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに措置入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスを受けるための契約の締結が困難な高齢者				
内容	<p>老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続きを行う。 家族による経済的虐待等を受けており本人負担が困難な場合は、施設利用料を扶助する。 また、やむを得ない事由が消滅したときには措置を解除し、契約に移行する。</p> <p>[措置要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定において要介護状態に該当 ・健康状態が入院加療を要する病態でないこと、及び感染症を有し他の入所者に感染させる恐れがないこと ・やむを得ない事由により、本人及び家族の意思による入所が困難であること <p><やむを得ない事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が家族等の虐待又は介護放棄を受けている場合 ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合 <p>[措置手続]</p> <p>・入所申請受理 → ・実態調査（訪問・面接） → ・入所判定委員会 → ・入所（立会い・移送）</p> <p>[扶助内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本サービス 利用額×1割×日数 ・保険外負担金（居住費+食費+その他措置に要する費用）×日数 ・移送費 <p>[自己負担金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額 利用料扶助費全額 ・徴収方法 当月分の措置費の納付書を翌月に本人宛（施設）に送付。経済的虐待等を受けていた場合等で、措置時に負担金額の納入に必要な収入が確保できなかった場合は、収入の充当ができた時、成年後見人が選任された時、または、支弁に応じる家族が現れた時点で入所時に遡及して徴収する。 				
経過	平成12～15年度 利用実績なし 平成16年度1件 平成17年度0件 平成18年度2件 平成19年度15件 平成20年度9件 平成21年度6件				
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために、必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	40	335	806	791	2,879	1,370	4,229	
①決算額（22年度は見込み）	25	0	104	2,671	2,879	865	4,229	
②人件費		11,205	11,102	12,383	9,317	4,072		
【事務分担量】（%）		130	130	145	110	50		
合計（①+②）	25	11,205	11,206	15,054	12,196	4,937	4,229	
国（特定財源）	0	0	0					
都（特定財源）	0	0	0					
その他（特定財源）	0	0	0	902	2,566	862	4,228	
一般財源	25	11,205	11,206	14,152	9,630	4,075	1	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	措置件数	1	0	2	15	9	6	12
	措置施設数	1	0	1	9	7	4	12

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
訳・決算の内	扶助費	介護給付本人負担分	2,879	介護給付本人負担分	865	介護給付本人負担分	4,229

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	① 措置件数	15	9	6	12	—	22年度は見込
	② 措置施設数	9	7	4	7	—	22年度は見込

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 区内特養については、措置先の確保の協力が定着してきているが、区外特養についても必要時に措置できるように、措置先を安定的に確保することが必要である。 近年措置件数が急増しており、迅速な対応が困難になっている。
他区の実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>H21台東区10件、北区3件、文京2件 他区も、措置が必要な時期にベットを確保することができず苦慮している。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	近隣の新規施設や空床について、定期的に情報収集を行う。	安定的な措置先の確保が見込める。
②	荒川区が助成している区外12特養への措置依頼協力の連携を深める。（懇談会開催等）	さらなる連携を深めることにより、緊急時のベッド確保の協力が得やすくなる。また、他施設との情報交換の場にもなる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定措置事務ではあるが、事業の必要性を考慮し、引き続き実施する。

議会議事録（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	坂野竜二	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	介護サービス事業費(01-02-01)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	老人福祉法第10条の4
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者又は認知症等により日常生活に支障のある者が、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であると認められる場合に、当該高齢者の生活の場の確保を回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービスを提供する。				
対象者等	< 高齢者緊急一時保護 > 家庭の事情等により一時的に在宅生活が困難になった場合 単身で病氣回復後一時的に見守りが必要になった場合 火災等により在宅での生活が一時的に困難になった場合 < やむを得ない措置 > 本人が家族などの虐待又は介護放棄を受けている場合 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合				
内容	[高齢者緊急一時保護] 家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者を、一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。 [やむを得ない措置] 措置の一環として要介護認定と同様の手続きを実施。 ケアプランを作成し、介護給付を提供する。 サービス内容 (1) 訪問介護 (2) 通所介護 (3) 短期入所生活介護 (4) グループホーム入所 やむを得ない事由が消滅した（虐待の終息又は後見人の選定）時点で、措置を解除し、契約に移行する。 [自己負担金] ・徴収金額 利用料扶助費全額 ・徴収方法 当月分の措置費の納付書を翌月に施設宛てに送付。 経済的虐待等を受けていた場合等で、措置時に必要な収入が確保できなかった場合は、経済状況が回復し費用負担が可能となった時、成年後見人が選任された時 または、支弁に応じる家族が現れた 時点で入所時に遡及して徴収する。				
経過	平成16年度2件（高齢者緊急一時保護） 平成17年度4件（高齢者緊急一時保護） 平成18年度7件（高齢者緊急一時保護） 平成19年度3件（高齢者緊急一時保護）1件（やむを得ない措置） 平成20年度4件（高齢者緊急一時保護）6件（やむを得ない措置） 平成21年度5件（高齢者緊急一時保護）4件（やむを得ない措置[短期入所3件・グループホーム1件]）				
必要性	（高齢者緊急一時保護） 認知症に伴う徘徊高齢者の保護施策として、高齢者の身上監護に一定の役割を果たしている。 （やむを得ない措置） 老人福祉法第10条の4「やむを得ない措置」を実施するため、必要な事業である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 職権をもって、介護サービスを提供する「措置」であるため、原則として、区職員が対応する。 しかし、措置内容により事業者との連携を必要とする場合は、一部委託を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	984	1,028	1,278	1,079	1,761	1,303	1,186	
決算額	185	264	834	759	948	477	1,186	
人件費		6,895	3,416	2,989	5,082	3,665		
【事務分担当量】（%）		80	40	35	60	45		
合計（+）	185	7,159	4,250	3,748	6,030	4,142	1,186	
国（特定財源）	0	0	0		0			
都（特定財源）	0	0	0		0			
その他（特定財源）	12	4	181	127	382	115	414	
一般財源	173	7,155	4,069	3,621	5,648	4,027	772	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	緊急一時保護件数	2	4	7	3	4	5	
	緊急一時保護(延日数)	21	17	81	62	53	39	
	やむを得ない措置件数	1	0	2	1	6	3	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	高齢者緊急一時保護	704	高齢者緊急一時保護	430	高齢者緊急一時保護	770	
扶助費	やむを得ない措置(在宅)	244	やむを得ない措置(在宅)	47	やむを得ない措置(在宅)	416	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	緊急一時保護件数	3	4	5	5	-	22年度は見込み
	やむを得ない措置(在宅)件数	1	6	4	6	-	22年度は見込み

問題点・課題	（高齢者緊急一時保護） 保護した高齢者が感染症を有している場合、他の施設入所者へ感染させないために医療機関との連携構築を図る。 （やむを得ない措置（在宅）） 措置をした要介護者のケアプラン作成を依頼できるケアマネジャーの確保を図る。	
他区の実施状況	（実施区 未実施区） やむを得ない措置 緊急ショートステイ 台東、千代田、新宿、大田、世田谷、渋谷、足立、葛飾の8区で実績あり 22区で実施	

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者を保護するための緊急措置として、これまでと同様実施する。

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者生活管理指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦			
		担当者名	坂野竜二	内線	2673			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	生活管理指導事業費(01-12-01)							
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱			
終期設定	有 無							
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]						
目的	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活環境改善や生活援助・身体介護等の生活管理指導を行い、高齢者の福祉の向上を図る。							
対象者等	自ら介護保険サービスの利用ができない単身者又は高齢者の世帯							
内容	区が委託した訪問介護事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣し、 ・生活環境改善 ・対人関係の構築 ・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護 を行い、介護保険サービスに結び付ける。 [自己負担金の徴収方法] 単価250円に当月の派遣時間数を乗じた額の納付書を翌月本人に郵送する。必要に応じケースワーカーが訪問し直接徴収する。							
経過	区に対する要援護高齢者の生活支援の通報は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。							
必要性	地域の要援護高齢者に対する生活支援（家族等がいないため介護サービスにつなげていない、ゴミ屋敷清掃等）の通報は多く、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)							
	対象者の調査、決定は区が行う。訪問介護（家事援助・身体介護）は地域割りで2事業者に委託。 事業者1（大起エンゼルヘルプ） 町屋、東尾久、西尾久、西日暮里 20年度末実績（生活環境改善・対人関係構築30時間・緊急一時の家事援助・身体介護4時間） 21年度末実績（生活環境改善・対人関係構築21時間・緊急一時の家事援助・身体8時間） 事業者2（ケアサービス大和田） 南千住、荒川、東日暮里 20年度末実績（生活環境改善・対人関係構築56時間・緊急一時の家事援助・身体介護93.5時間） 21年度末実績（生活環境改善・対人関係構築48時間・緊急一時の家事援助・身体介護96.5時間）							
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額			1,134	1,132	953	844	759
	決算額（22年度は見込み）			726	701	447	495	759
	人件費			11,102	10,675	4,235	3,665	
	【事務分担当】（%）			130	125	50	45	
	合計（+）	0	0	11,828	11,376	4,682	4,160	759
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）			40	59	41	45	67	
一般財源	0	0	11,788	11,317	4,641	4,115	692	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	実施件数			15	30	19	17	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	緊急一時の身体介護	230	緊急一時の身体介護	275	緊急一時の身体介護	338	
	生活環境整備・対人関係構築	217	生活環境整備・対人関係構築	220	生活環境整備・対人関係構築	421	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	実施件数	30	19	17	16	-	

問題点・課題	<p>生活管理指導を行うにあたり、事業者（ヘルパー）が要介護者宅等に入ることを、かたくなに拒否した場合の導入が難しい。また、当該高齢者を介護する家族がいないことにより、その後必要となる財産管理や介護サービス契約の締結が困難な場合が多い。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>各区とも、通報事例を中心に福祉的なホームヘルプを行っている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
当該高齢者が成年後見制度を活用する場合についての後見報酬の助成制度の活用	当該高齢者が低所得の場合でも円滑に成年後見制度に移行できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者の権利を擁護するため、引き続き実施する。

議会議事録（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	緊急事務管理事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	坂野竜二	内線	2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	緊急事務管理事業費(01-14-01)				
事務事業の種類	新規事業	(22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠法令等	荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等に対して、区が民法(明治29年法律第89号)第697条の規定に基づく事務管理を行い、本人の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。				
対象者等	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等				
内容	<p>[事務管理の開始]</p> <p>次に掲げるもののうち、本人に代わって事務管理を実施する必要があると認められる場合について、その開始を決定し、実施するものとする。</p> <p>財産の保管、 日常的な金銭管理、 親族、知人等への連絡(戸籍の調査を含む。)、 ケアマネージャー等への連絡調整、 入院、入所、通院等の対応、 その他区長が必要と認めるもの</p> <p>[事務管理の廃止]</p> <p>次に掲げるものに該当した場合は、事務管理を廃止する。</p> <p>成年後見人等が付されたとき、 地域福祉権利養護事業の契約が締結されたとき、 対象者が死亡し、財産等が相続人に引き継がれたとき、 親族・知人が財産を管理するようになったとき、 施設等に入所し、施設等が財産等を管理するようになったとき、 その他、区が事務管理をする必要がなくなったとき</p> <p>[自己負担金] なし</p>				
経過	現在、認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の支援について、医療機関や民生委員等から寄せられる相談に対し、家族の協力が見込めない場合等、家族に代わって区が財産管理や入院・入所の手続き等の対応をする事例が増えている。これらに区職員が迅速かつ的確に対応するために、事務の範囲と取扱い基準を定め安定的な実施体制を整備してきた。				
必要性	高齢者人口の増加に伴い身寄りのない高齢者の世話については、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。				
実施方法	(2-一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	財産の保管と日常的な金銭管理は、荒川区社会福祉協議会に委託する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	2,650	2,650	2,650	2,650	
決算額(22年度は見込み)				2,480	2,575	2,566	2,650	
人件費				5,551	3,388	1,629		
【事務分担当】(%)				65	40	20		
合計(+)	0	0	0	8,031	5,963	4,195	2,650	
国(特定財源)								
都(特定財源)				2,480	2,575	1,325	1,325	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	5,551	3,388	2,870	1,325	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	開始件数				11	7	5	
	廃止件数				8	3	7	
	管理件数				3	4	4	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	財産管理業務委託	2,575	2,566	財産管理業務委託	2,566	財産管理業務委託

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	開始件数	11	7	5	8	-	22年度は見込
	廃止件数	8	3	8	7	-	22年度は見込
	管理件数(3月末現在)	3	7	4	5	-	22年度は見込

問題点・課題	<p>成年後見人を速やかに選任することが望ましいが、支援する身寄りがなく、かつ、職業後見人の報酬を支払えない低所得者のための財産管理が増えていく懸念がある。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 6 区 未実施 区）</p> <p>成年後見人選任までの暫定的な対応として実施。 台東、大田、渋谷、中野、豊島、練馬の各区で実施（成年後見センターへの委託も含む）</p>

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	<p>当該高齢者が、円滑に成年後見制度に移行できるようにするための、親族申立も含む申立費用助成制度を創設する。</p>
	<p>当該高齢者が低所得者であっても、緊急事務管理から成年後見制度へ円滑に移行させることが期待でき、かつ、継続的な支援者を確保することができる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	認知症高齢者の増加が見込まれるなど、公的な支援が必要な高齢者への対応が必要であることから、引き続き実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者虐待対策事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	坂野竜二	内線	2673	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	高齢者虐待対策事業費(01-14-01)						
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 介護保険法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]					
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]					
目的	養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。						
対象者等	虐待のある家族、虐待の通報の担い手としての区民、サービス提供機関						
内容	<p>区民、ケアマネ、民生委員等から高齢者虐待の相談があった時に、区が事実確認を行った後、対応方針会議を主催し、弁護士や臨床心理士（東京弁護士会等と東京臨床心理士会から推薦を受け選任した者）及び精神科医師による専門的助言を踏まえ、必要に応じ、専門的対応（弁護士による成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト対応等）を行う。また、緊急に医療が必要なケースについて契約病院への医療保護（医師会推薦病院に常時1床確保）を実施する。</p> <p>22年度選任精神科医師 1名 22年度選任弁護士 東京弁護士会4名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会2名 計8名 22年度選任臨床心理士 東京臨床心理士会所属1名 22年度医師会推薦病院 1床</p>						
経過	・平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務等が定められた。						
必要性	高齢者の権利擁護にとって、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 東京弁護士会等と対応弁護士推薦の協定 精神科医師の個別依頼 （報償費：特別区の講師謝礼単価を準用 弁護士13,000円/1時間、臨床心理士10,000円/1時間、精神科医師13,000円/1時間 いずれも税込み） 医療機関に対応病床の確保 （病床確保料 4,380,000円(12,000円×365日)入院実費立替費1,002,640円（深刻な身体的被虐待者を2週間保護した場合の医療モデルを想定しそれが5件発生した場合の本人窓口支払経費相当額） 平成21年度実績4,474,070円(病床確保料4,380,000円、入院実費立替費94,070円)						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	7,148	6,443	6,443	6,379	6,379	
決算額(22年度は見込み)			4,559	5,671	5,397	4,852	6,379	
人件費			6,405	9,394	9,741	6,108		
【事務分担量】(%)			75	110	115	75		
合計(+)	0	0	10,964	15,065	15,138	10,960	6,379	
国(特定財源)								
都(特定財源)				2,645	3,221	430	2,360	
その他(特定財源)			236	375	1,372	62	1,737	
一般財源	0	0	10,728	12,045	10,545	10,468	2,282	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
虐待の相談件数(22年度1月末実績)			71	47	56	76		
専門的相談・対応件数			10	9	10	11		
医療保護件数			2	6	4	3		

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報償費	専門的相談・対応謝礼	708	専門的相談・対応謝礼	278	専門的相談・対応謝礼	806
	一般需用費	虐待防止パンフレット	125	虐待防止パンフレット	100	虐待防止パンフレット	160
	委託料	医療保護	4,564	医療保護	4,474	医療保護	5,383
	使用料及び賃借料			高速料金（移送用）	0	高速料金（移送用）	30

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	虐待の相談件数	47	56	76	97	-	22年度は見込
	専門的相談・対応件数	9	10	11	15	-	22年度は見込
	医療保護件数	6 (175)	4 (70)	3 (72)	5 (90)	-	()は保護日数 22年度は見込

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在しているケースを把握できるように関係機関と連携し、相談及び通報体制を構築する。 ・高齢者虐待予防に関する普及啓発活動に取り組む。 ・家族の問題（精神・アルコール・人格等）調整・支援に対する困難ケースが増えてきている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域連携推進会議（地域包括で地域住民・関係機関を招集し介護について話し合うつどい）の終了後等に、ケアマネ等から事例を募り関係機関で困難事例の検討会を行う。	事例検討会を開催することにより関係者の高齢者虐待に対する意識を高め、虐待ケースの早期発見を促すことができる。
対応マニュアルに基づき、緊急保護を要するケースを想定し、関係機関と介入研修等を行う。	緊急保護を要するケースは、迅速かつ適切に対応できるよう処遇技術を身につける。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の虐待を防止するためには、個々の事例研究を進め、早期発見及び相談・支援にさらに努める必要がある。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	成年後見事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	坂野竜二	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	成年後見事業費（01-18-01） （地域支援事業費）その他事業（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び
終期設定	有	無	年度	法令等	精神障害者福祉に関する法律
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	身寄りのいない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。				
対象者等	判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者のうち、身寄りがいない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人				
内容	<p>平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。</p> <p>法定後見については、本人の判断能力の程度により、後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。</p> <p>本事業は、本人の保護を図るために、後見等の開始に当たり区長が申立てをするために、必要な手続き等を行うものである。</p>				
経過	平成14年度に、荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続き等に関する要綱を制定。平成17年度～21年度で延べ18名の認知症高齢者の後見等開始の区長申立てを行った。				
必要性	身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかないため、必要性は高い。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> ホームヘルパーや近隣等から相談を受けるなどにより、対応が必要と思われる高齢者、障がい者を把握する。 生活状況、親族状況、資産状況の調査を行う。四親等内の親族による申立ての可能性を把握し、金融機関等に本人の預貯金状況の照会を求める等、本人の状況を詳細に把握し、申立ての可否を検討する。 医師に診断書の作成を依頼し、診断結果を含めて後見・保佐・補助のいずれの類型で申し立てるか検討する。 家庭裁判所に対して申立てを行う。その際、郵便切手、収入印紙、登記印紙および鑑定料を納付する。 申立てに要した費用を求償するため、医師の鑑定終了後、家庭裁判所に対して上申書を提出する。 家庭裁判所が認めた額について本人に求償を行い、必要に応じて後見人等への引継ぎを行う。 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	244	1,402	1,402	1,016	1,632	2,304	
決算額（22年度は見込み）		233	308	230	138	128	2,304	
人件費		2,586	1,708	1,708	6,776	1,629		
【事務分担当量】（%）		30	20	20	80	20		
合計（+）	0	2,819	2,016	1,938	6,914	1,757	2,304	
国（特定財源）		0	0		2	47	657	
都（特定財源）		83	0		1	23	328	
その他（特定財源）		107	701	701	8	47	1,256	
一般財源	0	2,629	1,315	1,237	6,903	1,640	63	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	申立件数（認知症高齢者）		3	4	5	3	3	
	申立手続き中							
	今後手続き予定							

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
		主な事項		主な事項		主な事項		
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）		
報償費	弁護士相談費用	0		弁護士相談費用	0		弁護士相談費用	126
	郵便切手	16		郵便切手	13		郵便切手	35
役務費	鑑定料	100		鑑定料	100		鑑定料	800
	診断書料	8		診断書料	0		診断書料	80
	収入印紙	2		収入印紙	3		収入印紙	7
公課費	登記印紙	12		登記印紙	12		登記印紙	32
	扶助費			成年後見報酬助成（低所得者）	0		成年後見報酬助成（低所得者）	1,224

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	申立件数	5	3	3	8	-	申立てにあたっては、弁護士等の専門家に相談の上で判断している。 (22年度見込)
	選定件数	5	3	3	8	-	
	選定割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	

(問題点・課題)	<p>後見人等候補者の選任に時間を要する場合等においても早急な対応ができるよう、社会福祉協議会等による法人後見の取り組みを一層推進する必要がある。</p>
実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
荒川区社会福祉協議会内の成年後見制度推進機関とともに、連携を深めるとともに、低所得者等の相談も受けてもらえるNPO法人等を活用し、成年後見の取り組みをさらに広げていく。	後見報酬が望めない利用者の早期支援が出来ることで、区が緊急事務管理を行う期間を最小限にとどめる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	社会福祉協議会との協議をすすめ、法人後見も活用しながら、円滑かつ迅速な制度運営を図る。

状況	20年四定 21年予特	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の成年後見サービスの拡充と法人後見の事業委託、助成事業の拡充 ・区民後見人（社会貢献型後見人）の育成 同上
----	----------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	特養ホーム入所希望者実態調査		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	坂野竜二	内線	2673	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	高齢者福祉事業事務費（01-07-01）						
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	14年度	根拠法令等	特別養護老人ホーム入所調整基準		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]					
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]					
目的	区内特養への入所希望者に対する実態調査を行うことによって、区内5特養の施設需要を把握するとともに、入所希望者が公平な基準に従って入所できることを目的とする。						
対象者等	区内在住で特養ホームに入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年7月末までの申込者について、施設ごとに入所希望者名簿を作成する。 ・ 8月に入所希望者に対して郵送で待機者及び介護者の状況についての調査を行う。（信愛のぞみの郷は 単独で待機者の実態調査をしている。） ・ 10月に調査結果を緊急性と必要性を基準に数値化し、施設ごとの待機順位を決定する。 ・ 入所希望者に対し決定した待機順位を通知する。 ・ 名簿作成後の申込者については、名簿の末尾に日付け順で追記する。 ・ 回答のない者については、サービス調整係の職員が電話等により現況を確認している。 						
経過	平成14年8月、国より入所基準についてのガイドラインが示され、区としても区内施設について入所待機者の順位化を実施した。						
必要性	公平な基準により入所を進めるため必要な事業である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 現況調査を、郵送回収により実施。 調査項目： 要介護度 介護者の状況 サービス利用状況 介護の困難性 待機状況 項目を数値化し順位決定 待機者へ通知						

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		112	131	88	113	107	107	107
決算額（22年度は見込み）		52	55	45	45	46	48	107
人件費		/	2,155	2,135	2,135	1,694	2,118	/
【事務分担量】（%）		/	25	25	25	20	40	/
合計（+）		52	2,210	2,180	2,180	1,740	2,166	107
国（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
都（特定財源）		39	42	0	0	0	0	0
その他（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		13	2,168	2,180	2,180	1,740	2,166	107
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	入所した人数	60	75	76	84	77	79	
	調査後の申込件数	121	176	245	162	110	156	
	調査書送付件数	560	617	551	538	571	592	
	調査書回収件数	535	532	488	503	528	505	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	郵券		46	郵券	48	郵券

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	待機順位に基づき入所した割合	16.7%	14.6%	15.6%	15.6%	-	順位に基づき入所した人数/調査書回収件数 (取り下げは除く)

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・医療行為が必要な要介護者の受入が困難になってきており、必ずしも待機順位どおりに入所できるとは限らない。 ・多床室のため空きベットと待機者の男女区分が折り合わない。 ・身元引き受け人がいない要措置者の入所は経営上の理由から施設が敬遠し入所に結びつかない。 ・調査が年1回なので、調査後の申込者は、待機順位を獲得するのに、次回の調査時まで待たなければならぬ。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 内容の差はあるが、どの区においても概ね同様の調査を実施している。

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<ul style="list-style-type: none"> ・区立特養の指定管理者の要件として、区が老人福祉法により措置する者についての受け入れに対する条件を盛り込むなど、措置者の受入のあり方について再検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症単身や虐待を受けている等社会福祉上保護が必要な要介護者の入所を優先することができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・新設特養も含めて実態調査書の内容・評価方法を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性と必要性の高い人の取り扱いの平等化がはかれる。
<ul style="list-style-type: none"> ・区外の助成施設(12特養)についても、緊急性と必要性の高い人の取扱いの平等化が図られるよう、区内特養に準じた調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の高い人の入所の幅が広がる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	特養待機者の増加している中、公正かつ客観的な基準に基づく入所調整を行うために、実態調査を継続する。

況議(要質問状)	平成15年一定 特養ホームの入所に対して重度優先規準の導入の検討について
----------	--------------------------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	訪問指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	中谷 千春	内線	2674
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	訪問指導事業費（01 07 02） 訪問型介護予防事業費（01 03 01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	1 特定高齢者であって、閉じこもり・うつ・認知症等により通所型介護予防事業への参加が困難な方を対象に保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、介護予防指導や相談等を実施することによって、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図る。 2 認知症や難病その他の複雑・困難な問題を抱える世帯に保健指導を行うことで、家族の精神的安定を図り、適切な介護方法の指導により家族の介護力を育成する。また、家族・介護者への介護予防支援も併せて行う。				
対象者等	区内在住の在宅療養者を対象とし、65歳以上は介護会計による訪問型介護予防事業とし、40歳以上65歳未満は一般会計による訪問看護指導事業として実施する。				
内容	1 疾病の予防・介護予防に関する指導 2 生活習慣改善など健康管理上必要と認められる指導 3 家庭における療養方法・介護方法・機能訓練方法に関する指導 4 家族・介護者・介護サービス事業者等への支援 5 認知症や精神疾患・高齢者虐待に関する相談と指導 6 住宅改修や療養環境に関する支援・指導 7 医療機関や介護サービス事業者等関係機関との連携や調整 8 その他、諸制度活用方法等に関する指導				
経過	1 昭和56年度より開始 60歳以上を対象に実施する。 2 昭和58年度より老人保健法に基づき対象年齢を40歳以上に引き下げ実施 3 平成10年度から、本事業を保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管する。 4 平成12年度から介護保険制度との役割・関連を明確化する。 当事業は虚弱者の介護予防及び介護保険サービス導入までの療養環境整備に重点を置く。 5 平成18年度より対象者の年齢により、65歳以上は介護保険、65歳未満は一般会計とする。 6 平成21年度から、医療福祉相談の分析シートを新規に作成したので、医療福祉相談員の報酬費等相当分は減額となっている。				
必要性	1 介護予防に重点を置いた虚弱高齢者に対する訪問指導が重要である。 2 高齢者人口の増加に伴い、在宅療養者も増加し、困難事例（本人・家族の問題解決能力が低い場合や虐待が疑われる場合、近隣住民等とのトラブル、介護サービスの利用や調整）への処遇に対するニーズが高くなっており、専門的な介入・支援が必要となっている。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 訪問看護師に委託して実施する				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	15,012	14,812	16,596	19,395	20,388	17,178	19,524	
決算額（22年度は見込み）	13,406	14,679	15,196	17,175	19,271	15,496	19,524	
人件費		9,719	7,139	5,880	7,566	6,760		
【事務分担当量】（%）		120	98	101	100	90		
合計（+）	13,406	24,398	22,335	23,055	26,837	22,256	19,524	
国（特定財源）					7,189	5,740	7,328	
都（特定財源）					3,594	2,870	3,664	
その他（特定財源）					7,400	5,742	7,332	
一般財源	13,406	24,398	22,335	23,055	8,654	7,904	1,200	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
訪問看護師数	7	7	6	5	8	8	5	
訪問看護指導新規申請者数	74	72	92	121	124	83	120	
委託訪問件数	1,323	1,478	1,547	1,425	1,682	1,600	1,750	
保健師訪問件数	916	695	462	424	377	400	400	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	非常勤職員2名	4,710	非常勤職員1名	2,013	非常勤職員2名	4,284
	共済費	健康保険・厚生年金	699	健康保険・厚生年金	294	健康保険・厚生年金	617
	一般賃金	臨時職員	276	臨時職員	282	臨時職員	303
	旅費	特別旅費	1	特別旅費	0	特別旅費	10
	需用費	消耗品	123	消耗品	104	消耗品	222
		訪問看護指導料	13,456	訪問看護指導料	12,800	訪問看護指導料	14,000
	委託料	訪問看護師肝炎検査等	0	訪問看護師肝炎検査等	0	訪問看護師肝炎検査等	82
	負担金補助及び交付金	非常勤職員児童手当拠出金	6	非常勤職員児童手当拠出金	3	非常勤職員児童手当拠出金	6

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	訪問看護師訪問件数	1,425	1,682	1,600	1,750	1,750	
	訪問看護指導事業新規申請件数	121	124	83	120	120	

（問題点・課題）	<ol style="list-style-type: none"> ケアマネージャーや地域包括支援センター職員からの相談・依頼に対して、介護保険サービスに繋げるまでの基盤整備等の役割が重要になってきている。 高齢者虐待や生活習慣と対人関係等の問題をもつ困難事例が、今後さらに増加することが予想され専門的な介入・支援が必要であり、随時、高齢者虐待事業との連携が必要である。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 15 区 未実施 7 区）</p> <p>港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高齢化の進展及び特定高齢者選定・決定基準の緩和により、特定高齢者の増加が見込まれる。介護予防プランとの連携を強化する。	適時・適切な対応ができる。
困難事例に対応できる訪問看護師の確保と育成を図る。	より質の高い専門的支援が可能となる
処遇困難事例について課題を整理し、対応策を地域包括支援センターや介護事業者にフィードバックする	地域包括支援センターや介護事業者のスキルアップにつながる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> 通所型介護予防事業への参加が困難な特定高齢者への個別対応は重要である。 療養環境の整備と親族の介護力の育成を図る。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	特別永住者等福祉給付金	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	長島 均	内線	2661
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 22年度	根拠法令等	荒川区特別在住者等福祉給付金支給要綱		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在日外国人で、昭和56年の「難民の地位に関する条約」批准に伴う国民年金法の改正により、昭和57年1月1日から国籍要件が撤廃された際、既に高齢のため老齢年金等の支給対象とならなかった者に対し、特別永住者等福祉給付金を支給することにより、在日外国人の福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	<p>老齢基礎年金等の受給資格がない外国人等のうち、荒川区に外国人登録又は住民登録を行った日から引き続き2年を経過している者で、以下のすべての要件に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大正15年（1926年）4月1日以前に生まれた者 2 昭和57年（1982年）1月1日時点で日本国内で外国人登録をしていた者（その後帰化した者も含む） 3 在留資格が特別永住者 4 生活保護を受けていない者 5 公的年金を受給していない者 6 本人及び配偶者・扶養義務者の前年中の所得（1月1日から12月31日までの所得）が基準額以下の者 7 荒川区障がい者福祉給付金を受給していない者 				
内容	<p>支給金額 月額 15,000円 支給方法 毎年4月、8月及び12月に前4か月分を金融機関口座に振り込む。 平成22年度分給付金に係る特例 平成22年度の給付金に限って、受給資格があり平成22年度中に申請をした者については、平成22年4月分以降の給付金を支給します。 現況届 毎年7月1日から31日までの間に現況届を提出する。</p>				
経過	これまで、在日本大韓民国民団東京荒川支部及び在日本朝鮮人総联合会東京都荒川支部から給付金創設の要請があり、本年度から無年金外国人に給付金を給付することとなった。				
必要性	「幸福実感都市 あらかわ」を目指すことから、無年金外国人の健全な生活の維持及び向上のために必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	受給資格者に年3回、4月分を本人の銀行口座に振り込む。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額								
決算額（22年度は見込み）								
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費					福祉給付金	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	

（問題点・課題分析）	<p>該当者への周知方法。</p>
他区の実況	<p>（実施 11 区 未実施 11 区）</p> <p>豊島区（15年度）、江戸川区、葛飾区（19年度）、北区、文京区、板橋区、杉並区（20年度）、墨田区、江東区、大田区（21年度）、新宿区（22年度）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	推進	新規事業として、事業の周知を図るとともに、対象者の把握に努める。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者等配食見守りサービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	小西純一	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	その他事業（高齢者福祉課）（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 5年度	根拠法令等	高齢者配食見守りサービス事業実施要領		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	自立生活に不安のある在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者等への支援の一環として、昼食の宅配を活用し、利用者の安否の確認や見守りを行い、孤独感の解消を図る。				
対象者等	申請をした者のうち、以下の基準にすべて該当する者。 65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に属する者 自立生活に不安があるにもかかわらず、日中における安否の確認の手段がない者 身体的状況等により、食事の調理ができずに食事に事欠くなど、栄養補給が十分できない者				
内容	月～日曜日(週7日)の昼食を配食する。(配食日数は、事前に調査をして決めるが、介護保険等のサービスを利用する日は配食日から除外する。各業者によって配食可能な曜日と地域は異なる。) 配食業者が調理した食事を自宅まで届け、本人の安否の確認をする。(本人負担額350～650円：区負担額350円 21年度現在) 安否の確認の際に異常があれば、配食業者が区へ報告し、報告を受けた区は、緊急連絡先等に連絡する等の対応をする。				
	業者名	所在地	電話番号	本人負担額	
	食事処しむら	西尾久3-16-7	3800-0663	500円	
	(有)北畔	町屋3-29-14	3895-8648	500円	
	タイハイ(株)	足立区西新井5-39-13	3898-8604	500円・550円(糖尿食)・650円(腎臓病食)	
	(株)NRE大増	西尾久7-48-1	3810-7551	500円(減塩食も含む)・550円(刻み食)	
	NPO法人荒川ケアサポートひだまり	荒川8-1-6	3807-5428	500円	
	宅配クック123	西日暮里6-27-4	5901-4567	400円・350円(おかずのみ)	
	上表は、平成21年度における受託事業者一覧である。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度より新たに「介護予防・生活支援事業」で定められたサービスメニューのひとつとなる。また、1食あたりの食材費を340円から400円に見直し、さらに減免措置（住民税非課税者は半額）を廃止する等、受益者負担の適正化を図る。 平成13年度より配食見守り業務の委託先を通所サービスセンターから区内の民間業者へ切り替える。 業務を委託する民間業者は、年度によってその業者数に変動がある。（平成21年度は6業者） 平成18年度より1食あたりの自己負担額を350～650円（原則400円又は500円）とし、区は委託料として1件当たり350円を事業者を支払う。 				
必要性	配食見守りサービスは、自立生活に不安のある一人暮らし高齢者等の安否の確認や見守り等だけでなく、低栄養の状態を防止して食事面から健康を維持する観点からも必要性が高い。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	サービス利用に当たっての申請の受理や利用評価等の利用承認の決定をするほか、利用者の経過観察や緊急時の対応等を、地域包括支援センターと民間事業者とで連携して行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	12,479	11,185	9,783	8,839	8,833	8,833	8,750
	決算額(22年度は見込み)	9,761	8,211	7,693	8,453	7,572	7,319	8,750
	人件費		5,258	3,587	2,733	1,694	4,072	
	【事務分担量】(%)		61	42	32	20	50	
	合計(+)	9,761	13,469	11,280	11,186	9,266	11,391	8,750
	国(特定財源)			3,115	3,423	3,067	2,927	3,500
	都(特定財源)	7,320	6,158	1,557	1,711	1,533	1,463	1,750
	その他(特定財源)					2,972	2,929	3,500
一般財源	2,441	7,311	6,608	6,052	1,694	4,072	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	延べ配食数 21年度は12月末現在	27,364	22,997	21,765	23,929	21,413	16,512	
	利用者の登録人数 21年度は1月末現在	531	521	424	493	495	525	
	実利用者数(年度末) 21年度は12月末現在		213	221	247	233	217	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（予算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	印刷製本費（チラシ）	77	印刷製本費（チラシ）	77	印刷製本費（チラシ）	0	
委託料	配食見守り委託料	7,495	配食見守り委託料	7,242	配食見守り委託料	8,750	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	利用状況（延べ配食数） 22年度は見込	23,929	21,413	16,512	25,000	-	

（問題点・課題）	<p>配食業者が提供している食事の質及び量等が、低栄養予防と高齢者に配慮されたものとなっているか、検食等を通してサービス向上を図る必要がある。</p>
	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）</p> <p>実施している区のうち、足立区は当区のように業務委託の形態ではなく、足立区内の民間事業者である「配食サービス協力店」が配食している。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
緊急時に迅速な対応がとれるように、業務を委託している配食事業者と地域包括支援センターとの連携をさらに強化する。	緊急時において、サービス利用者へ適切な対応ができるとともに、利用者にとって必要な介護予防サービスについての選択と情報提供の機会も充実できる。
業務を委託している配食事業者に対し食事内容の助言・指導を行う。	提供される昼食の質の向上を図ることにより、利用者の栄養状態が改善できる。
当サービス利用者におげんきランチやおたっしゅランチ等の昼食に関する事業を利用者に周知する。	事業の周知とともに、これらの参加をきっかけとして利用者が外出する機会が生まれ、他の人との交流が深まる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	低栄養予防や見守りが必要な高齢者の在宅生活支援策として実施していく。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	生活機能評価事業（介護予防健診）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	森 裕子	内線	2672
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	特定高齢者把握事業費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	介護保険法(高齢者医療確保法、健康増進法)
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	65歳以上の高齢者に対し、基本チェックリストによる事前チェック、問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、循環器検査、貧血検査及び血液化学検査を実施することにより、生活機能が低下している方（特定高齢者）を早期に把握し、介護予防を図る。				
対象者等	65歳以上の区民で、要支援・要介護状態にはないと思われる高齢者				
内容	<p>1 基本チェックリストによる事前チェック 郵送による基本チェックリストの回答から、選定した特定高齢者候補者に対し介護予防受診券を送付する。（介護予防健診対象とならなかった方に、判定結果のみ送付）</p> <p>(1)高齢者医療確保法に基づく特定健診に併せて通知し、実施する。（65歳以上75歳未満） (2)高齢者医療確保法に基づく国民健康保険健康診査に併せて通知し、実施する。（75歳以上） (3)健康増進法に基づく無保険者（生活保護受給者）の健診に併せて通知し、実施する。（65歳以上） (4)被用者保険加入者等の方には、介護予防健診受診券のみ郵送する。（65歳以上75歳未満）</p> <p>2 介護予防健診の内容 (1)問診(既往歴、現病歴、自覚症状等)、計測(身長、体重、BMI)、診察(身体診察、聴打診、視診、触診、口腔内視診、反復嚔下テスト)、検査(貧血検査(血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値)、血清アルブミン、心電図)を行う。 (2)基本チェックリストの結果と合わせ、医師が介護予防についての総合判定を行なう。</p> <p>3 特定高齢者の決定 (1)上記の決定事項について医師会を通して区に情報提供される。 (2)地域包括支援センターには、高齢者福祉課から特定高齢者決定者の情報を提供し、介護予防プランにつなげる。</p> <p>4 特定高齢者への支援内容 対象者には、医療機関から地域包括支援センターへの相談を勧める。また、地域包括支援センターが個別に連絡し、介護予防事業の紹介及びプランの作成を行なう。</p>				
経過	<p>18、19年度は老人保健法による基本健康診査に付随して実施した。 20年度以降、老人保健法が特定健診（40～74歳）と区任意事業としての後期高齢者健診（75歳以上）等に再編され、各健診と同時に実施。また、特定高齢者の判定基準が変更となった。 21年度から、対象者に基本チェックリストを事前に送付し、特定高齢者候補者には、個別に介護予防健診受診券を送付する方法に変更して実施している。 22年度から、特定高齢者候補者とならなかった方にも、判定結果を郵送。</p>				
必要性	要介護状態になる恐れの高い高齢者（特定高齢者）の抽出を行い、個別に支援を行なうことで、より効果的・効率的な介護予防を図る必要性がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 健康推進課に執行委任し、荒川区医師会に委託して実施する。事前チェックの結果から特定高齢者候補者とされた方に対して、7月から11月に実施される特定健診、または後期高齢者健診等と同時に実施する。総合判定の結果を受け、特定高齢者の決定を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	-	-	-	-	85,829	74,738	68,397	
決算額					83,652	31,488	68,397	
人件費					2,367	2,166	4,170	
【事務分担当】（%）					47	27	54	
合計（+）	0	0	0	2,367	85,818	35,658	68,397	
国（特定財源）					20,913	7,871	17,098	
都（特定財源）					10,457	3,935	8,549	
その他（特定財源）					52,282	19,682	42,750	
一般財源	0	0	0	2,367	2,166	4,170	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	対象者数			41,224	41,740	42,193	36,655	37,000
	基本チェックリストの実施数			21,713	18,798	18,066	26,280	27,750
	介護予防健診受診者数			21,713	18,798	18,066	3,628	4,000
	基本チェックリスト実施率（%）			52.7	45.0	42.8	72	75
	健診からの特定高齢者把握数				497	2,565	1,789	1,800
	出現率（%）				1.2	6.2	4.3	4.1
	介護予防プラン作成数			139	255	317	243	300

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
需用費	受診券等印刷製本	614	印刷製本費	381	印刷製本費	1,332	
			消耗品費	1,275	消耗品費	2,050	
	役務費	196	郵送料	7,590	郵送料	9,212	
	委託料	生活機能評価業務委託	82,842	生活機能評価委託料	20,736	生活機能評価業務委託等	8,376
				受診券作成等委託	975	健診業務委託	45,288
	貸金		一般貸金	531	一般貸金	1,965	
備品購入費				備品購入	174		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	基本チェックリスト実施率（％）	45.0%	42.8%	71.7%	75.0%	80.0%	25項目のチェックリスト実施割合
	健診と同時に行う生活機能評価からの特定高齢者出現率	1.2% (497)	6.2% (2,546)	4.3% (1789)	4.1% (1800)	4.0%	65歳以上の高齢者における特定高齢者把握数の割合（ ）内は把握数
	介護予防プラン作成数	255	317	243	300	350	地域包括支援センターによる予防プラン作成数

（問題点・課題）	<p>1 特定高齢者事業の利用者となることが否定的に捉えられやすく、介護予防プランや特定高齢者施策につながりにくい。</p> <p>2 特定高齢者に対し介護予防を目的として地域包括支援センターが支援することになっているが、受診から特定高齢者の決定までに時間を要し、地域包括支援センターが迅速な支援が開始できていない。</p> <p>3 対象者のうち、該当項目の多い方から対応するため、予防プランではなく、要介護状態であることが多い。そのため、予防プラン作成とならないため、予防プラン数が増えず成果が見えにくい。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>介護予防健診と基本チェックリストを分割実施（中野区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
健診の周知と併せて、生活機能評価や特定高齢者把握事業、地域包括支援センターの役割について周知していく。	特定高齢者が事業について理解し、自らが介護予防に取り組めるようにする。
積極的に軽度の方にも予防プランを紹介し、より予防的な対策を講じていく。	より予防的なアプローチができ、予防プランの成果が得られる。
特定高齢者候補者とならなかったが、認知症状やうつ傾向のある方に対する、アプローチを検討する。	早期発見により、病気の進行速度の抑制と病気への移行予防が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	特定高齢者の決定を適切に行うためばかりでなく、介護予防の普及拡大を図り、高齢者がこれに主体的に取り組めるものとするための第一歩として重要である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護予防普及啓発事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	堀 裕美子	内線	2672
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	通所介護予防事業費（01-02-01） 介護予防普及啓発事業費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠法令等	介護保険法、健康増進法、地域保健法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	老化に伴い口腔機能の低下やえん下障害などから食が細くなり、マンネリ化した食事から低栄養に陥りやすくなる。また、排せつのコントロールが難しくなり尿もれなどの症状から閉じこもりがちになり生活が不活発になりやすい。高齢者が生き生きと生活し、介護状態に陥らないようにこれらの対策について啓発をし、介護予防を図る。				
対象者等	【口腔保健講演会・低栄養予防講演会・尿失禁予防講演会】 一般高齢者 【口腔保健教室・低栄養予防教室】 特定高齢者				
内容	【口腔保健講演会・低栄養予防講演会・尿失禁予防講演会】 専門講師による講演会 【口腔保健教室・低栄養予防教室】 ・口腔保健教室：特定高齢者を対象に地域包括支援センターの協力を得て、3日制で各地区にて出張形式で実施する。 講義内容「口腔の清掃及び機能向上」、実習「歯や義歯の手入れ、えん下・そしゃく力の判定、口腔体操など」 ・低栄養予防教室（はつらつ栄養講座）： 特定高齢者を対象に地域包括支援センターの協力を得て、2日制で各地区にて出張形式で実施する。 講義内容「食生活の確認」演習「市販弁当の栄養バランスしらべ」「簡単調理の実演と試食」				
経過	平成17年度 尿失禁予防教室開始 平成18年度 介護保険制度の改正に伴い介護予防事業として口腔機能向上と栄養改善教室を開始 平成20年度 尿失禁講演会に男性の参加を可能とした 口腔・栄養の教室のため、歯科衛生士・栄養士を雇い上げ、出張方式で教室を開催 平成21年度 特定高齢者の教室を充実させるため、口腔保健教室を3回制とし個別対応を取り入れ実施した				
必要性	尿失禁は閉じこもりの要因になりやすく偏見を持ちやすいため、予防や治療について普及・啓発を図る必要がある。口腔のトラブルにより嚙みにくく、むせやすくなり、また偏りがちで小食になる高齢者は低栄養に陥りやすい。高齢者の介護予防のために機能の低下を防ぎ十分な栄養摂取を行うことについて生活の改善を図ることが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 非常勤歯科衛生士・栄養士と雇い上げの歯科衛生士・栄養士により出張方式で実施。 尿失禁予防に関心がある高齢者や一般区民を対象に、尿失禁予防体操を取り入れた、普及・啓発を図る。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	151	2,102	1,918	7,201	7,078	7,149	
決算額（22年度は見込み）		61	1,399	1,485	6,709	6,592	7,149	
人件費		1,034	2,033	2,208	1,703	1,711		
【事務分担量】（%）		12	31	61	50	56		
合計（+）	0	1,095	3,432	3,693	8,412	8,303	7,149	
国（特定財源）				370	1,716	1,648	1,785	
都（特定財源）				185	857	824	891	
その他（特定財源）			471	930	4,136	4,120	4,473	
一般財源	0	1,095	2,961	2,208	1,703	1,711	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	講演会開催回数		-	2	3	4	3	3
	講演会参加者数		-	134	178	275	240	300
	教室開催回数		2	69	43	90	61	80
	教室参加者数		150	2,003	1,184	2,426	1,397	2,100

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤報酬	4,610	非常勤報酬	4,598	非常勤報酬	4,598
共済費	非常勤共済費	557	非常勤共済費	608	非常勤共済費	638	
	真摺室補助及び交付金	0	児童手当拠出金	3	児童手当拠出金	6	
教室報償費	教室報償費	937	教室報償費	981	教室報償費	1,112	
教室一般需用費	教室消耗品費	433	教室消耗品費	273	教室消耗品費	548	
特別旅費		4	旅費	2	旅費	29	
委託料		0	非常勤肝炎検査等	0	非常勤肝炎検査等	25	
備品購入費	教室備品購入費	41	教室備品購入費	0	教室備品購入費	0	
講演会報償費	講演会報償費	76	講演会報償費	82	講演会報償費	104	
講演会消耗品	講演会消耗品費	35	講演会消耗品費	28	講演会消耗品費	70	
講演会会場使用料	講演会会場使用料	16	講演会会場使用料	17	講演会会場使用料	19	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	講演会参加者数	134	275	240	300	350	22年度は見込
	教室参加者数	2,003	2,426	1,397	2,100	2500	22年度は見込

（問題点・課題）	【尿失禁予防】
	1 基本チェックリストでは尿失禁になる可能性のある人は把握ができない。 2 尿失禁は症状があっても羞恥心から表面化されないことが多いが、ニーズは高い。
（課題）	【口腔保健・低栄養予防】
	1 特定高齢者だけでなく一般高齢者に対して早期の予防や、口腔ケアや低栄養予防への関心を図る。 2 特定高齢者に対して地域包括支援センターと協働で、実技を取り入れて指導の充実を図る。
他区の実況	可（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
尿失禁予防と改善について、男女を対象に、広く普及啓発を図る。	閉じこもりなどの介護予防を図ることができる。
特定高齢者把握事業において、口腔機能はリスクのある方が多いため3日制で、栄養は2日制で実施し、機能評価と個別指導の充実を図る。	特定高齢者を効果的、効率的に指導することができる。
介護サービス事業者へ情報提供を行い、介護現場における口腔ケア、低栄養予防についての普及啓発を図る。	介護現場で利用者に対して、口腔ケアが習慣化される、また適切な栄養を提供できることにより、2次の予防が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	高齢者が生き生きと生活していくためには、低栄養など健康面のリスクを早期に発見し、改善を図る必要がある。

議（要旨）	平成22年度決算特別委員会 高齢者の口腔ケア対策の整備
-------	-----------------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	荒川ころばん体操	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	柏 陽子	内線	2672
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	通所介護予防事業費（01-02-01） 介護予防普及啓発事業費(01-01-01)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	14年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法
終期設定	有 無		年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分 計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	高齢者が地域の身近な会場に集まり、荒川ころばん体操を継続して行うことで、転倒を予防する。				
対象者等	一般高齢者と特定高齢者				
内容	<p>1 荒川ころばん体操 転倒予防を目的とし、身体の筋力アップやバランス感覚の向上、歩行能力の改善を図る体操で1回18分である。 (1)会場：ひろば館、ふれあい館、高齢者施設、旧小中学校の体育館等、区内22か所で実施している。 (2)プログラム：1回1時間30分程度で、会場ごとに独自のレクリエーションを行なっている。21会場では荒川せらばん体操を実施している。 (3)参加者の状況に合わせて座位版転倒予防体操である「ころばん体操ちえあばん」を実施している。 体力測定：体操の効果を評価するため、握力、開眼片脚立位、10メートル歩行速度のなどの測定を年1回実施している。 (4)各会場に自動血圧計を設置し、参加者には血圧に関する健康講話を行い、血圧測定を実施している。</p> <p>2 荒川ころばん体操キャラバン隊 ころばん体操のさらなる普及啓発を図るため、キャラバン隊を結成し、区内外のイベント等に出向き体操の実演、体験談、キャンペーン・グッズの配布を行っている。</p> <p>3 転倒予防体操交流会 ころばん体操を広く区民にPRするため、大交流会を実施している。 (1)テーマ「笑って、健康長寿」 (2)日時・会場 22年2月4日（木） 日暮里サニーホール (3)講演と落語「笑いの処方箋」医師で落語家の中島英雄（桂前治） (4)ころばん体操実演「ちえあばんだよ、全員集合！」 (5)実績 参加人数311人</p> <p>4 荒川ころばん体操ちえあばん 20年7月に、虚弱な高齢者が座ったまま安全に行える体操を首都大学東京健康福祉学部が開発し、各会場で実施している。21年度、ちえあばん入のDVD、ビデオを新規に作成し、さらなる普及啓発に努める。</p>				
経過	<p>1 平成14年に区、区民及び首都大学東京健康福祉学部が共同して、荒川ころばん体操を開発した。</p> <p>2 平成15年度から荒川ころばん体操推進リーダー養成講座を開催し、区内の各会場で体操の普及活動を行った。</p> <p>3 平成18年度に全国体操予防体操サミットを開催した。</p> <p>4 平成19年度にころばん体操キャラバン隊を結成した。</p> <p>5 平成20年にころばん体操「ちえあばん」を開発した。</p>				
必要性	高齢者の転倒による骨折は、寝たきりや要介護状態となるおそれがあるため、転倒を予防することは介護予防に効果がある。				
実施方法	(1直営) 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 各会場における運営は荒川ころばん体操推進リーダーが行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	415	1,626	1,899	4,051	4,325	6,049	3,982	
決算額(22年度は見込み)	370	1,604	1,401	4,272	3,954	3,737	3,982	
人件費		4,999	4,064	7,869	7,264	6,230		
【事務分担当量】(%)		58	80	140	100	87		
合計(+)	370	6,603	5,465	12,141	11,218	9,967	3,982	
国(特定財源)			475	930	636	934	994	
都(特定財源)	321	1,223	238	465	318	467	497	
その他(特定財源)			588	2,325	3,000	2,336	2,491	
一般財源	49	5,380	4,164	8,421	7,264	6,230	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	実施会場数	13	18	20	20	21	22	24
	参加者数(実人数)	1,316	1,418	1,435	1,365	1,444	1,513	1,600
	参加者数(延べ人数)	35,462	44,000	54,753	55,559	54,850	59,645	60,000
	キャラバン隊(実施回数)				10	16	18	15

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報償費	体力測定謝礼	1,366	体力測定謝礼	979	体力測定謝礼	1,540
	一般需用費	消耗品	967	消耗品	835	消耗品	1,023
		使用料及び賃借料	会場使用料	68	会場使用料	70	会場使用料
	報償費	キャラバン隊員謝礼等	328	キャラバン隊員謝礼等	274	キャラバン隊員謝礼等	624
	需用費	キャラバン隊消耗品	859	キャラバン隊消耗品・パン印本等	212	キャラバン隊消耗品・パン印本等	582
		食糧費			キャラバン隊食糧費	2	キャラバン隊食糧費
	使用料及び賃借料	キャラバン隊交流会	114	キャラバン隊交流会	47	キャラバン隊交流会	75
		委託料	介護予防パンフレット	252	DVD作成委託	1,318	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	実施会場数	20	21	23	24	24	
	参加者数（実人数）	1,365	1,444	1,513	1,600	1,600	21年度 男性参加者141名（9.3%） 平均年齢74歳
	参加者数（延べ人数）	55,559	54,850	59,645	60,000	60,000	

（問題点・課題） （指標分析）	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防事業の拡充によりころばん体操リーダーの需要が増えていること、またリーダーの高齢化などにより、リーダーの活動者数が不足している。 2 参加者が増加しているため、会場が手狭になったり、区全域にバランスよく確保できていないために、参加したくてもできない高齢者がいる。今後さらに介護予防を普及していくためにも会場の確保が重要である。 3 空調設備がない会場では、夏冬の参加者が減少したり、血圧や脱水などを起こすおそれがあり、体調管理が問題となる。 4 参加者やリーダーの事故防止と生活習慣病をはじめとする健康管理に取り組む必要がある。 5 男性参加者が約9%であり、男性が参加しやすい環境づくりを検討する必要がある。
他 区 の 実 況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	ころばん体操会場の確保にむけて新規ひろば館やその他の民間の施設を含む空きスペースをもつ施設への働きかけを行う。	参加者を増やせるばかりでなく、普及・啓発につなげることが可能である。
	リーダー養成講座に受講する人数を増やすために、チラシや区報、ホームページだけでなく、高年者クラブなど他団体へもPRする。また、実施回数や時期などの検討を行なう。	リーダーとして参加することの動機づけにつながる。また、活動しているリーダー数の増加が期待できる。
	男性参加者の増加を促すため、「男のころばん体操」をトライアルで実施する。	男性のころばん体操参加者を増やすことで、他の介護予防事業への参加者の増加が期待できる。
	膝痛は閉じこもり傾向を起こしやすい。そのため、腰痛・膝痛予防と改善のための対策について、首都大学東京の協力を得て検討する。	高齢者の運動機器の機能向上のための新たなメニューを開発することにより、高齢者の多様なニーズに応えられる。
		分類についての説明・意見等
	前年度設定	今年度設定
	重点的に推進	重点的に推進
	介護予防事業として区の代表的な事業あり、他の各事業の周知を図るためにもなお一層推進する。	

議 会 要 旨 状 況	平成16年二定 介護予防の推進について
	荒川ころばん体操の成果と区民への周知について
	平成18年二定 高齢者が元気になる介護予防の推進について
	平成21年一定 介護予防事業に男性が積極的に参加できる環境整備について

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	荒川せらばん体操		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦		
			担当者名	堀 裕美子	内線	2672		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	通所介護予防事業費（01-02-01）							
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	16年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法			
終期設定	有 無		年度					
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	介護予防の推進[02-02]						
目的	一般高齢者・特定高齢者・要介護者を対象に下肢筋力の向上を図り、高齢者のQOL(Quality of Life)を高め、要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態の軽減を図る。							
対象者等	要介護状態になる恐れのある高齢者（特定高齢者）、虚弱な高齢者（要支援、要介護度1・2の方など）を対象とする。							
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 マシンを使わない筋力トレーニングであり、個人の下肢筋力に合わせて、リハビリ用に開発されたラバー製の帯（セラバンド）の強度を選択し、小集団で体操を行う。 2 荒川ころばん体操会場のうち、21会場において実施している。 3 平成21年度には、荒川せらばん体操・ころばん体操ちえあばんのDVDとテキストをテキストを作成し、一般区民・介護サービス事業者に周知した。 							
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 せらばん体操は平成16年度にマシンを使わない筋力トレーニングとして、首都大学東京（以下、大学）と区が共同で開発した。 2 平成16年～18年度には区立在宅高齢者通所サービスセンター（以下高齢者通所SC）10か所に委託方式で合計14コースを実施した。1コースの期間を、週2回で3か月間とした。 3 事業の効果評価として、実施前と実施後に体力測定やアンケートを行い体操の効果を検証した。 4 平成19年度から高齢者通所サービスセンターに対してフォロー教室を実施した。また、介護サービス事業者向けに講習会を実施している。 5 平成20年度は介護保険課との連携により、介護サービス事業所の職員向けの講習会を実施した。内容はせらばん体操・ころばん体操ちえあばん・ばん座位体操の荒川区のオリジナル体操の普及啓発を図った。 6 平成21年度から、ころばん体操会場にてプログラムの一部としての実施が固定化されたため、教室等の事業は休止した。 							
必要性	特定高齢者及び虚弱高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、一般高齢者の筋力向上にも効果がある。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 介護サービス事業者を対象とした講習会を実施している。また、荒川ころばん体操・おたっしやランチ・おげんきランチの会場でもせらばん体操を実施している。							

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,020	10,876	4,603	574	165	0	0	
決算額（22年度は見込み）	4,531	6,351	5,702	335	139			
人件費		2,069	2,031	1,110	412			
【事務分担当量】（%）		24	49	15	7			
合計（+）	4,531	8,420	7,733	1,445	551	0	0	
国（特定財源）	1,010	3,180	1,151	83	56			
都（特定財源）	505	1,589	575	41	28			
その他（特定財源）			1,427	252	55			
一般財源	3,016	3,651	4,580	1,069	175			
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	教室実施回数(ｺｰｽ数)	3	6	5				
	参加者数(延人員)	1,520	3,032	2,900				
	フォロー実施会場数				8			
	講習会実施				2	2		

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料						
	報償費						
	使用料及び賃借料	講習会	46	講習会		講習会	0
	一般需用費	講習会会場使用料	0	講習会会場使用料	0	講習会会場使用料	0
		消耗品費	93	消耗品費	0	消耗品費	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	教室参加者数	154					委託は18年度で終了
	フォロー教室実施会場数	8					19年度で終了
	講習会参加者数	9	43				介護予防事業所職員対象に実施

（問題点分析）	<p>平成21年度に作成した、せらばん体操・ころばん体操・ちえあばんのDVDと解説書等を利用し普及啓発に努めるとともに、体操指導の依頼に対応する。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	休止・完了	ころばん体操と同時に実施するためころばん体操に統合。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ふれあい健康教室	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	福原 理華	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	通所介護予防事業費(01 02 01)				
事務事業の種類	新規事業（2年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 13 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	区民に身近なひろば館やふれあい館で軽易な体操や簡単なゲーム等を行うことによって、高齢者の閉じこもり予防や健康づくりを推進する。				
対象者等	特定高齢者・虚弱高齢者				
内容	<p>1 実施状況 ふれあい館及びひろば館で、月1回～2回、7会場で実施している。 <ふれあい館> 荒木田・西尾久・西日暮里 <ひろば館> 東尾久小沼・瑞光・町屋2丁目・東日暮里2丁目 <参加実人数> 108人（21年実績）</p> <p>2 教室の運営は区が養成したふれあい健康リーダーが行なう。 （リーダーの役割：会場設営、受付、グループワーク・体操・ゲームの実施、後片付け、実施録記入及び報告）</p> <p>3 健康運動士を年60回雇い上げ、高齢者の安全な運動の進め方やストレッチなどの指導を取り入れている。</p>				
経過	<p>1 13年度から、公衆浴場の協力を得て開始した。15年度からは浴場のほか、ひろば館でも実施した。</p> <p>2 18年度からは会場が狭く参加者が少ないため、公衆浴場を中止し、ひろば館とふれあい館で実施している。</p> <p>3 南千住5丁目ひろば館は参加者数が少なく、近くでふれあい粋活サロンの実施会場があることから、20年度で終了した。（南千住5丁目ひろば館は21年度末廃止）</p>				
必要性					
実施方法	（一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <p>1 社会福祉協議会に事業を委託して実施している。</p> <p>2 会場の確保・リーダー育成・リーダーフォローは区が行なう。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,210	2,207	895	901	901	850	850	
決算額（22年度は見込み）	2,210	2,170	894	884	899	842	850	
人件費		1,034	171	171	169	529		
【事務分担当量】（%）		12	2	2	2	10		
合計（+）	2,210	3,204	1,065	1,055	1,068	1,371	850	
国（特定財源）				221	225	211	212	
都（特定財源）	1,657	1,627		110	113	105	106	
その他（特定財源）				553	561	526	532	
一般財源	553	1,577	1,065	171	169	529	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	実施会場数	15	15	8	8	8	7	7
	参加者数(延べ人数)	1,266	1,217	1,084	1,166	1,266	1,117	1,120
	ふれあい健康リーダー数(年度末)	18	18	14	17	16	16	15

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	教室運営委託	899	教室運営委託	842	教室運営委託	850

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	実施会場数	8	8	7	7	7	
	参加者数（延人員）	1,166	1,266	1,117	1,120	1,120	
	ふれあい健康リーダー数	17	16	16	16	16	

（問題点・課題）	<p>1 開催頻度が月1回の会場は習慣化されにくい面がある。</p> <p>2 ひろば館は2階が畳であり、階段や畳は膝痛などが多い虚弱高齢者には利用しづらく、転倒等の危険性もある。</p> <p>3 類似した事業として、社会福祉協議会が行なっているふれあい粋・活サロンがある。両事業とも、閉じこもり予防や地域住民の交流を目的としている。ふれあい健康教室では健康体操を実施している点が、ふれあい粋・活サロンと異なっている。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
閉じこもり予防と地域交流を目的とした事業として開始されたが、平成18年度からは、特定高齢者の受け皿ともなり、事業の重要性はますます高くなっている。その役割を担っているふれあい健康教室リーダーとの連絡会は委託先である社会福祉協議会及び高齢者福祉課とで実施しており、連絡会の活性化を図る。	ふれあい健康教室リーダーが特定高齢者および一般高齢者の介護予防事業としての位置づけをより深く理解し、魅力ある運営をすることにより、より多くの高齢者の参加が期待できる。
ふれあい健康教室とふれあい粋・活サロンの統合を視野に入れ、社会福祉協議会やリーダーと検討していく。	ふれあい健康教室で蓄積された豊富なプログラムと、粋・活サロンの地域ネットワーク形成が組み合わせられて、より魅力ある閉じこもり予防事業の展開ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者の閉じこもり防止のため、身近な場所で開催していく。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	学校給食を活用した高齢者会食サービス事業費（おたっしランチ）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	福原 理華	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	通所介護予防事業費（01 02 01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 16 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法		
終期設定	有 無 年度	計画区分	計画	非計画	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	区立小学校のランチルームで高齢者にバランスのとれた給食を提供するとともに、ころばん体操やせらばん体操を行い、高齢者の健康維持と閉じこもりの予防、孤独感の解消を図る。また、高齢者と児童との世代間交流を実現する。				
対象者等	学校へ自力で往復できる特定高齢者及び虚弱高齢者				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施校で週1回20食を上限に給食を提供する。 2 時間と内容 11時30分（自己紹介、グループワーク、手遊び等のゲーム、歌） 11時50分（ころばん体操・せらばん体操） 12時10分（手洗い、トイレ休憩、配膳準備） 午後 0時20分～1時（食事） 準備・後片付けは10時30分～13時30分、月1回程度児童との会食会を実施する。なお、参加児童数、学年は各学校で決定する。 3 費用は1回につき参加費300円を徴収する（食材料費相当） 4 給食費の支払いは高齢者分は当日、欠席分及びリーダー分は高齢者福祉課より翌月に支払う。 5 ランチリーダーには謝礼として（@840円×3時間）を支払っている。 6 事業の効果判定のため、首都大学東京の協力を得て、年に1回体力測定とアンケートを実施している。 				
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成17年2月から1校で試行的に実施し、17年9月から5校に拡大した。 2 平成18年9月からは新たに4校が実施し、合計9校となる。 3 平成19年9月から新たに3校が実施し、合計12校となる。 平成17年2月～（宮前小学校） 平成17年9月～（第二峡田小学校、第七峡田小学校、第六日暮里小学校、汐入小学校） 平成18年9月～（第五峡田小学校、尾久小学校、尾久第六小学校） 平成19年2月～（第二日暮里小学校）、平成19年3月で汐入小学校は終了 平成19年5月～（第三瑞光小学校） 平成19年9月～（尾久西小学校、第九峡田小学校、第六瑞光小学校） 				
必要性	介護予防を目的とした地域支援事業として、閉じこもり予防や栄養改善等を目的に実施する必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） おたっしランチリーダー養成講座を実施し、講座を受講した区民がおたっしランチリーダーとして運営を担っている。一校につき5～6名が担当し毎回3名が輪番で行う。随時、リーダー連絡会やフォロ一教室を実施する。参加者の決定は区及び地域包括支援センターが行う。また、ランチ実施校の栄養士と教育委員会及び高齢者福祉課とで年に1回、連絡会を実施している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	64	1,987	6,306	6,463	5,431	5,552	5,158	
決算額（22年度は見込み）	64	777	3,043	4,649	4,110	4,029	5,158	
人件費		3,189	2,278	4,135	4,703	3,657		
【事務分担量】（%）		37	31	89	84	68		
合計（+）	64	3,966	5,321	8,784	8,813	7,686	5,158	
国（特定財源）			760	1,162	1,026	1,007	1,289	
都（特定財源）		388	380	581	513	504	644	
その他（特定財源）					2,571	2,518	3,225	
一般財源	64	3,578	4,181	7,041	4,703	3,657	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	実施校数	1	5	9	12	12	12	12
	実施延べ回数	6	127	252	386	412	367	420
	参加実人員	18	79	179	169	220	207	220
	参加延べ人数	82	1,305	2,378	4,075	5,513	4,885	5,500

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	ランチリーダー謝礼	3,002	ランチリーダー・体力測定謝礼	2,805	ランチリーダー・体力測定謝礼	3,552
賄費	欠席者分、リーダー分	835	欠席者分、リーダー分	953	欠席者分、リーダー分	1,231	
一般需用費	消耗品	273	消耗品	271	消耗品	375	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	実施会場数	12	12	12	12	12	
	参加実人数	169	220	221	220	220	
	体力測定実施人数	200	216	125	125	125	効果判定として、BMI、歩行速度、握力、25項目基本チェックリストを実施

（問題点・課題 指標分析）	<p>1 生徒数の増加や学習指導要領の改定による授業数の増加等による場所の確保の難しさと、参加高齢者の虚弱化により、安全面を考慮した実施体制の検討が必要となっている。</p> <p>2 身近な会場で特定高齢者の介護予防を推進するため、小学校以外の会場を増やしていく必要がある。</p> <p>3 参加者のモニタリングと評価を行い、効果的な事業の活用に向けて地域包括支援センターとの連携を密にする必要がある。</p>
他区の実 施状況	（ 実施 0 区 未実施 22 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
特定高齢者の介護予防事業の受け皿として、身近に参加できる会場を増やすために、施設における高齢者会食サービス（おげんきランチ）会場を段階的に増やしていく。	特定高齢者が介護予防事業に参加しやすくなる。
地域包括支援センターが参加者のモニタリングや適切なサービスに繋ぐことを目的に、定期的に区と各地域包括支援センターとの処遇会議を実施する。	介護予防プランの受け皿として、機能強化が図れる。
参加高齢者の状況を地域包括支援センターとともに把握し、参加することが適切な対象者が参加するよう促す。	安全で、効果的な事業となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	高齢者の閉じこもり予防や栄養改善のため、引き続き実施する。

（議会議 要旨） 状況	
-------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者施設を活用した高齢者会食サービス事業費（おげんきランチ）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦																
		担当者名	福原 理華	内線	2666																
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	通所介護予防事業費(01-02-01)																				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業																		
開始年度	昭和 平成 18年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法																		
終期設定	有 無 年度	計画区分	計画	非計画																	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画																	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																			
	施策	介護予防の推進[02-02]																			
目的	高齢者通所サービスセンターで高齢者に食事を提供するとともに、歌やゲーム、健康体操を行い、高齢者の低栄養予防、健康維持・増進、閉じこもり予防、孤独感の解消を図る。																				
対象者等	施設に自力で往復できる特定高齢者・虚弱高齢者																				
内容	<p>1 各会場で週1回給食を提供している。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター</td> <td>水曜日（平成18年開始）</td> </tr> <tr> <td>グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター</td> <td>月曜日（平成18年開始）</td> </tr> <tr> <td>花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター</td> <td>水曜日（平成18年開始）</td> </tr> <tr> <td>東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター</td> <td>木曜日（平成18年開始）</td> </tr> <tr> <td>西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター</td> <td>水曜日（平成18年開始）</td> </tr> <tr> <td>サンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター</td> <td>火曜日（平成20年開始）</td> </tr> <tr> <td>町屋在宅高齢者通所サービスセンター</td> <td>水曜日（平成21年開始）</td> </tr> <tr> <td>西尾久東部高齢者通所サービスセンター【新規】</td> <td>金曜日（平成22年開始）</td> </tr> </table> <p>2 プログラム 自己紹介、グループワーク、手遊び等のゲーム、歌など(30分間)、ころばん体操、せらばん体操(30分間)、食事、食後のお茶、次回の案内(60分間)</p> <p>3 食事の提供（参加費は600円を食費として施設に直接支払う） 事前予約制なのでキャンセル料が発生する時もある。</p> <p>4 事業運営は施設が行い、健康運動士やランチリーダーに施設が協力を依頼している。</p> <p>5 事業の効果判定のため、年に2回、体力測定とアンケートを実施する。</p> <p>6 委託事業者との連絡会を年1回実施している。</p>					南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター	水曜日（平成18年開始）	グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター	月曜日（平成18年開始）	花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター	水曜日（平成18年開始）	東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター	木曜日（平成18年開始）	西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター	水曜日（平成18年開始）	サンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター	火曜日（平成20年開始）	町屋在宅高齢者通所サービスセンター	水曜日（平成21年開始）	西尾久東部高齢者通所サービスセンター【新規】	金曜日（平成22年開始）
南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター	水曜日（平成18年開始）																				
グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター	月曜日（平成18年開始）																				
花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター	水曜日（平成18年開始）																				
東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター	木曜日（平成18年開始）																				
西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター	水曜日（平成18年開始）																				
サンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター	火曜日（平成20年開始）																				
町屋在宅高齢者通所サービスセンター	水曜日（平成21年開始）																				
西尾久東部高齢者通所サービスセンター【新規】	金曜日（平成22年開始）																				
経過	平成17年2月から学校における高齢者会食サービス（おたっしランチ）を区立小学校、12校で実施しているが、これ以上に実施校を拡充することは困難である。しかしながら、高齢者にとっては身近な会場での参加を望む声が多かった。そのため、同様の内容を実施できる施設として、平成18年度に高齢者通所サービスセンターに委託して開始した。																				
必要性	介護予防を目的とした地域支援事業として、運動器の向上、閉じこもり予防や栄養改善を目的に実施する。																				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 在宅高齢者通所サービスセンター8か所に委託して実施する。																				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	3,586	4,270	4,880	6,032	6,970	
決算額（22年度は見込み）			3,185	3,778	4,371	5,193	6,970	
人件費			342	427	339	529		
【事務分担当量】（%）			4	5	4	10		
合計（+）	0	0	3,527	4,205	4,710	5,722	6,970	
国（特定財源）			796	944	579	1,298	1,742	
都（特定財源）			398	472	290	649	871	
その他（特定財源）					3,502	3,246	4,357	
一般財源	0	0	2,333	2,789	339	529	0	
実績の推移								
	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実施会場数				5	5	6	7	8
実施延べ回数				198	247	284	339	384
参加実人員				70	71	85	101	110
参加延べ人員				1,378	1,843	2,215	2,884	3,000

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	サービスセンター業務委託	4,371	サービスセンター業務委託	5,193	サービスセンター業務委託	6,970

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	実施会場数	5	6	7	8	8	1か所10名程度まで
	参加人数	71	85	101	110	110	
	体力測定実施人数	41	49	130	60	60	効果判定としてBMI、歩行速度、握力、25項目の基本チェックリスト実施（平成21年度から年1回を2回実施とした）

（問題点・課題）	<p>1 栄養改善と閉じこもり予防のリスクのある特定高齢者の介護予防プランを作成するに当たり、高齢者が身近な会場に参加できるためには、高齢者会食サービスを実施する会場が不足している。</p> <p>2 地域包括支援センターが介護予防プランの受け皿として当事業を紹介しているが、特定高齢者のモニタリングを実施し、適切なサービスに繋げるための評価を行うために、区と受託事業者と地域包括支援センターとの処遇会議を開催する必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 9 区 未実施 13 区）</p> <p>施設を問わず会食会を実施している区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
おげんきランチは栄養改善はもとより、運動器の機能向上、閉じこもり予防、認知症予防の効果も期待できることから、新たに委託できる高齢者施設の開拓を行なう。	特定高齢者が身近に参加できる会場を確保することにより、介護予防プランの受け皿として、充実を図ることができる。
おげんきランチ実施の事業所との連絡会を実施するにあたり、介護予防プランを作成する地域包括支援センターとの連携を図るため連絡会の充実を図る。	特定高齢者を対象とした事業であり、介護予防プランとしての受け皿としての機能強化が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	高齢者の閉じこもり予防や栄養改善を図るために拡充を図る。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	脳と心の健康推進事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	森 裕子	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	通所介護予防事業費（01-02-01） 介護予防普及啓発事業費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症予防講演会を開催し、認知症の発症を抑制・遅延させる活動の実践を促す。 2 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをすすめる。 3 高齢者の学習意欲を支援し、脳の活性化を図ることにより、認知症予防に取り組む機会の拡大を図る。 4 高齢者のうつ病の早期発見と重症化の予防 				
対象者等	区内在住・在勤の方。				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症講演会 認知症の予防・認知症の理解と介護についての講義と情報提供 2 認知症予防グループ支援 活動中のグループに対し、専門家による講義やグループワークなどの支援を行う。 3 脳健康教室 高齢者が日常生活の中に「簡単な読み書き・計算」を習慣化し、認知症を予防するための教室を開催する団体に対し、運営経費の一部を補助する。 教室運営を補助するための学習サポーターを確保するための説明会と研修会を実施した。 説明会：平成22年6月30日 研修会：22年7月7日 教室の学習期間は週1回・6か月間（全27回）である。 3か所の在宅高齢者通所サービスセンターで実施する。 4 高齢者うつ病対策 うつ傾向の高齢者の専門相談窓口を開設し、うつ病の早期発見早期対応と普及啓発を図る。 				
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成13年度から予防教室は年1～2コース実施してきた。22年度現在認知症予防活動活動グループは、8グループが活動しているが、ファシリテータ育成が困難で新たな予防活動を開始するのは困難で非効率のため予防教室は21年度で終了した。 2 講演会は認知症予防のための講演会と介護講演会を実施している。 3 高齢者通所サービスセンターにおいては通所者の家族を対象に介護者教室を行っているが、一般住民の理解も必要であり、介護に関する講演会を実施する。 4 脳健康教室は、平成20年度にモデル事業として開始した。 				
必要性	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢化の進展とともに認知症の方は増加しており、予防をより効率的でかつ多くの方の参加を図ることが重要である。 2 教室への参加は認知症予防にとどまらず、閉じこもりを予防し、交流の場を提供する機会となるので必要性は高い。 3 平成22年度特定高齢者把握事業から約27%の高齢者に鬱傾向があることが把握された。 				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 脳健康教室は実施団体に対して、80万円を上限として教室の運営費を補助する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	370	521	353	382	3,969	2,805	2,668	
決算額（22年度は見込み）	288	299	231	305	1,545	1,989	2,668	
人件費		6,033	3,409	2,684	3,620	1,344		
【事務分担量】（%）		70	50	52	52	27		
合計（+）	288	6,332	3,640	2,989	5,165	3,333	2,668	
国（特定財源）				224	393	497	666	
都（特定財源）				38	197	249	333	
その他（特定財源）				43	955	1,243	1,669	
一般財源	288	6,332	3,640	2,684	3,620	1,344	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予防教室開催回数	6	5	5	5	5	5	—
	予防教室参加者数	253	229	116	188	184	228	—
	講演会開催回数	1	3	3	2	3	3	3
	講演会参加者数	69	229	200	234	228	317	300
脳健康教室参加者数（延べ人数）					685	1,488	1,782	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	教室報償費	教室等講師謝礼	452	教室等講師謝礼	126	交流会等講師謝礼	39
	教室使用料	教室等会場使用料	0	教室等会場使用料	0	交流会等会場使用料	47
	教室需用費	消耗品	53	消耗品	17	消耗品	13
	講演会報償費	講師謝礼	108	講師謝礼	85	講師謝礼	113
	講演会使用料	会場使用料	0	会場使用料	16	会場使用料	14
	講演会需用費	消耗品	37	消耗品	11	消耗品	42
	負担金補助金及び交付金	補助金	895	補助金	1,734	補助金	2,400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
指	特定高齢者把握事業におけるうつ状態の出現率			-	27%	25%	特定高齢者把握事業より
	講演会参加者数	234	228	317	300	300	
標	西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター		370	400	540		受講者延べ人数 (22年度は見込み)
	町屋在宅高齢者通所サービスセンター		315	343	432		受講者延べ人数 (22年度は見込み)
	荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター			695	810		受講者延べ人数 (22年度は見込み)

（問題点・課題）

- 1 教室を実施していないため、既存グループの活動を強化し、自主的なグループ活動にするための働きかけが必要である。
- 2 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も増加することが予想される。さらに、認知症について普及啓発を図ることが重要である。
- 3 学習サポーター（有償ボランティア）を確保することが難しい。
- 4 脳の健康教室の運営に適した広さを確保することが難しい。（定員6人の場合、3個の机と別に休憩室が必要となる）
- 5 教室は週1回であるが、教材は1週間分があるため、残りの6回分は自習となる。そのため、学習意欲がないと認知症予防に繋がらない。

他区の実況

（実施 22 区 未実施 区）

- 1 認知症予防教室・講演会は22区が実施している。
- 2 脳の健康教室は13区において実施されているが、その状況には差異がある。
（教室の開催、予防プログラムの決定、運営費の補助等） 葛飾・練馬・板橋・北・豊島・大田・目黒・品川・墨田・台東・新宿・港・千代田

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	認知症予防について、特定高齢者と認知症傾向のある方に対し働きかけるため、実施時期を検討する。	認知症予防について広く普及啓発でき、より早期の予防活動や受診に繋げることができる。
	家族会や介護団体等の関係団体と連携・協力していく。	認知症高齢者や家族の理解について、普及啓発できる。
	学習サポーター確保のために、募集期間を長くするとともに、今回参加したサポーターに、引き続き学習サポーターを継続していただけるよう、事業の実施が決まり次第依頼する。	学習サポーターを多く確保することにより、教室が円滑に作用して、サポーターの施設側担当者の負担を軽減することにより、事業の継続が容易になる。
	脳の健康教室修了後の受け入れ先が無い場合、受講者が自ら公文の学習を続けていかないと効果がない。	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	認知症やうつについて、正しく理解し早期発見を可能とするために普及啓発を図る。

議（要旨）

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	健康推進リーダー育成		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
			担当者名	柏 陽子	内線	2672
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	地域介護予防活動支援事業費(01-02-01)					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	14年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法	
終期設定	有	無	年度			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護予防の推進[02-02]				
目的	区民の中から、ふれあい健康教室、ころばん体操、せらばん体操、おたっしやランチを推進するリーダーを育成することにより、介護予防事業を地域に広く展開する。					
対象者等	介護予防事業に関心があり、健康推進リーダーとして活動する意欲をもった方					
内容	<p>1 各事業ごとにリーダーの養成講座を開催している。</p> <p>(1) 荒川ころばん・せらばん体操：年1回、10日制の養成講座を首都大学東京と共催で実施 各体操の講義・実技、教室の運営について、認知症予防・口腔保健・介護予防全般、リーダーの役割等について</p> <p>(2) ふれあい健康教室・おたっしやランチ：年1回、3日制の養成講座を実施 介護予防事業のねらいと内容、リーダーの役割、各体操の講義・実技等について</p> <p>2 ころばん・せらばん体操リーダー養成は首都大学東京健康福祉学部の協力を得て実施している。</p> <p>3 リーダー支援として、年間を通して、体操やレクについてのフォロー講座やリーダー同士の情報交換を中心とした連絡会を実施し情報提供・参加者との関わり方等の学習の場としている。</p> <p>(1) 荒川ころばん・せらばん体操：活動中のリーダーを対象に約2か月に1回連絡会を実施。また、その中で人間関係や体操の方法などのフォロー講座も開催している。また、他自治体との交流会を実施することで、リーダーの役割を理解し、普及啓発の原動力につなげる。</p> <p>(2) ふれあい健康教室：2ヶ月に1回連絡会を実施。各会場のレクや参加者の状況などを報告。</p> <p>(3) おたっしやランチ：年3回～4回実施。体操やレクなどの講習や情報交換を実施。</p>					
経過	<p>14年度 ふれあい健康リーダーと認知症予防活動リーダー養成講座を開始した。</p> <p>15年度 ころばん体操を広く区民に普及させることを目的に荒川ころばん体操推進リーダーを育成</p> <p>16年度 せらばん体操リーダーを育成</p> <p>17年度 おたっしやランチ開始に伴い、おたっしやランチリーダー育成</p> <p>19年度 荒川ころばん体操の積極的な普及啓発を行うことを目的にころばん体操キャラバン隊を結成</p>					
必要性	介護予防事業を広く展開するうえで健康推進リーダーの育成は必要不可欠なものとなっている。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					
	養成講座と連絡会などを各事業ごとに開催し、必要に応じて合同の研修会を企画する。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	645	777	835	1,271	985	1,008	1,098	
決算額(22年度は見込み)	225	456	502	599	587	709	1,098	
人件費		7,154	5,293	7,173	6,587	6,760		
【事務分担量】(%)		83	98	135	92	90		
合計(+)	225	7,610	5,795	7,772	7,174	7,469	1,098	
国(特定財源)				144	146	177	231	
都(特定財源)				72	73	89	115	
その他(特定財源)				361	368	443	752	
一般財源	225	7,610	5,795	7,195	6,587	6,760	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	養成講座修了者数	51	61	128	42	42	52	50
	連絡会参加者数(延べ)	258	460	782	1,053	852	672	1,100
	リーダー活動者数(延べ)	170	180	210	230	225	203	250

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報償費	リーダー-養成講座等謝礼	349	リーダー-養成講座等謝礼	349	リーダー-養成講座等謝礼	493
	食料費	リーダー交流会食料費	8	リーダー交流会食料費	24	リーダー交流会食料費	30
	一般需用費	講座消耗品	102	講座消耗品	221	講座消耗品	319
		講座テキスト印刷製本	84	講座テキスト印刷製本	63	講座テキスト印刷製本	136
	役務費	推進リーダー-傷害保険	40	推進リーダー-傷害保険	47	推進リーダー-傷害保険	74
	使用料及び賃借料	会場使用料	4	会場使用料	5	会場使用料	46

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	養成講座修了者数	42	42	52	50	50	21年度内訳 ころばん・せらばん37名 ふれあい・ランチ15名
	リーダー活動者数	177	225	203	250	250	21年度内訳 ころばん・せらばん141名 ふれあい116名・ランチ46名

（問題点・課題）	<ol style="list-style-type: none"> 活動しているリーダーのモチベーションを維持し、資質の向上を図るために、フォローアップ研修やリーダー交流会にも創意工夫が重要である。 男性の参加が少なく、男性の参加を促す工夫を検討する必要がある。
他区の実況	（実施 7 区 未実施 15 区） 千代田区、港区、文京区、品川区、板橋区、練馬区、足立区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
リーダーの高齢化への対応を検討する。	高齢化したリーダーの活動支援とリーダーの世代交代により、介護予防事業の推進を継続して実施できる。
リーダー組織としての体制整備を図る。	情報の伝達や共有化がスムーズにできるリーダー間の円滑な人間関係を構築できる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	介護予防事業を、区民が主体となって広く展開していくうえでの必要性が高い。

況議（会要質旨問）状	19年度三定 高齢者対策について 介護保険制度・地域支援事業を活用した介護支援ボランティア制度の実施 21年度一定 同上
------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	理学療法士訪問指導		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
			担当者名	森 裕子	内線	2672
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	訪問型介護予防事業費(01-03-01)					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	57年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、健康増進法	
終期設定	有	無	年度			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護予防の推進[02-02]				
目的	理学療法士が家庭を訪問し、リハビリ指導や福祉用具や住宅改修等についての助言を行うことによって、療養環境等の整備と家族介護力の育成、虚弱高齢者の介護予防と健康の保持増進を図る。					
対象者等	区内在住の65歳以上の者およびその家族、介護関係者を対象に実施。ただし、難病などに罹患している方は65歳未満も対象とする。					
内容	リハビリを必要とする患者およびその家族、介護関係者（訪問看護師・ケアマネージャー・地域包括支援センターなど）から相談を受けて、理学療法士1名と、保健師等が家庭訪問により、リハビリ指導、福祉用具や住宅改修について個別に助言を行う。					
経過	平成12年度から高齢者の健康教室について、保健所より高齢者保健福祉課に事務移管された。					
必要性	1 個別での身体動作機能評価や介護方法等、在宅介護や介護予防に関する理学療法士の専門的な指導・助言が必要である。 2 理学療法士の訪問指導に関して相談者の評価・満足度が高く、地域包括支援センターやケアマネージャー等からの相談が増えているため、平成21年度から回数を月1回増やし、月5回とした。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					
	訪問により実施する					

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		予算額	797	797	797	797	797	996
	決算額（21年度は見込み）	797	797	797	797	797	996	996
	人件費	/	1,465	2,169	1,025	800	1,018	/
	【事務分担当量】（%）	/	17	29	12	13	16	/
	合計（+）	797	2,262	2,966	1,822	1,597	2,014	996
	国（特定財源）				200	199	398	398
	都（特定財源）				98	100	199	199
	その他（特定財源）				499	498	399	399
	一般財源	797	2,262	2,966	1,025	800	1,018	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	実施日数	48	48	48	48	48	60	60
	個別指導人数	68	79	89	93	95	120	120
	集団指導人数	212	36	0	6	—	—	—

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	理学療法士雇上げ	797	理学療法士雇上げ	996	理学療法士雇上げ	996

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
指	指導件数(個別)	93	95	120	120	120	22年度は見込
標	指導人数(集団)	6					

(問題点・課題 指標分析)	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防を目的とした理学療法士の指導は今後益々必要となることが予想される。 2 地域包括支援センターが実施する介護予防プランでの活用も増えてきている。 3 介護保険法の改正により、予防が重視され、ニーズは増大している。 4 在宅で療養生活を送る高齢者が増えており、理学療法士によるリハビリ指導へのニーズが高くなっている。
他区の実況	（実施 7 区 未実施 15 区） 千代田区、中央区、港区、新宿区、大田区、杉並区、板橋区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域包括支援センターやケアマネジャーに本事業の活用を促す	個別の介護予防プランに反映でき、効果的な働きかけができる。また、理学療法士が配置されていない事業所への技術支援を図ることができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 (要会 旨質 問問 状状)	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	認知症キャラバン・メイト	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	三和田 富美	内線	2679
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進する。				
対象者等	区内在住・在勤の方				
内容	<p>1 認知症キャラバン・メイト養成講座（受講時間は1日6時間）</p> <p>(1)キャラバン・メイトは行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、民生児童委員、医師、看護師、家族会会員、認知症介護実践リーダー研修受講者などの研修受講資格を持ち認知症キャラバン・メイト養成講座を受講した方が全国キャラバン・メイト連絡会事務局に名簿登録され活動できる。</p> <p>(2)キャラバン・メイトはより多くの方々に認知症についての知識を伝える講師役となり、認知症サポーターを養成する。</p> <p>(3)研修の内容：「認知症を知り地域をつくる10か年」について、「認知症サポーター100万人キャラバン」に取組む社会的背景、サポーターに伝えたいこと、講座の運営方法など</p> <p>2 認知症キャラバン・メイト連絡会</p> <p>区や地域包括支援センター、民生委員、およびサポーター養成講座で活動しているキャラバン・メイトの連絡会を実施し、認知症サポーターの育成や関係機関とのネットワーク構築について検討する。</p> <p>3 認知症サポーター養成講座（受講時間は1時間～1時間30分）</p> <p>(1)認知症サポーターは認知症高齢者や家族を理解し、自分のできる範囲で支援する役割を持つ。</p> <p>(2)講座の内容</p> <p> キャンペーンビデオの映写20分</p> <p> 認知症の理解</p> <p> 認知症サポーターができること</p> <p> 認知症に関する区の事業や相談連絡先について</p> <p>(3)実施計画書・実施報告書を毎月全国キャラバン・メイト連絡会事務局に報告する。</p>				
経過	<p>1 18年度にキャラバン・メイト養成講座を実施し、19年度からサポーター養成講座を行っている。</p> <p>2 19年度に自主グループである認知症サポーター劇団「あら笑座」を結成。演劇を通して普及啓発活動を行っている。</p>				
必要性	高齢化の進展とともに、今後認知症高齢者が増加すると推定される。そのため、認知症本人や家族を理解し、認知症になっても安心して地域で過ごせるような地域づくりが求められている。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>1 地域団体や職域団体・学校等を対象に認知症キャラバン・メイトを派遣し、サポーター養成講座を実施する</p> <p>2 認知症キャラバン・メイトを育成し、メイトはサポーター養成講座の講師役となる。また、メイトを中心に関係機関や組織・団体等に働きかけ、地域のネットワーク化を推進する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	-	1,987	2,760	2,457	
決算額（22年度は見込み）					1,697	1,545	2,457	
人件費				683	3,812	3,665		
【事務分担量】（%）				8	45	45		
合計（+）	0	0	0	683	5,509	5,210	2,457	
国（特定財源）					679	618	982	
都（特定財源）					339	309	490	
その他（特定財源）					679	618	985	
一般財源	0	0	0	683	3,812	3,665	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	サポーター養成講座実施回数				15	27	28	25
	サポーター登録者数				403	1,552	841	1,000
	キャラバン・メイト養成講座実施回数			1		1	1	1
	キャラバン・メイト養成講座参加者数			49		46	28	30

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般賃金	保健師雇上げ	1,285	保健師雇上げ	1,146	保健師雇上げ	1,374	
報償費	養成講座等講師謝礼	287	養成講座等講師謝礼	135	養成講座等講師謝礼	842	
一般需用費	養成講座消耗品	57	養成講座消耗品	2	養成講座消耗品	159	
	ｶｰﾀﾞ登録証印刷製本	49	ｶｰﾀﾞ登録証印刷製本	56	ｶｰﾀﾞ登録証印刷製本	57	
使用料及び賃借料	養成講座会場使用料	19	養成講座会場使用料	10	養成講座会場使用料	17	
役務費			送料	0	送料	8	
備品協入費			備品購入費	196			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	キャラバン・メイト登録者数	55	60	110	135	200	年度未登録者数
	サポーター養成講座回数 (サポーター養成講座受講者数)	15 (403)	27 (1,552)	16 (841)	25 (1,000)	30 (1,200)	
	キャラバン・メイト連絡会回数	4	8	4	5	5	

問題点・課題 (指標分析)	1 高齢化が進むことに伴い、認知症高齢者も増加することが予想される。さらに、認知症について普及・啓発を図ることが重要である。
	2 「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」のためには、サポーター養成講座を計画的に積極的に実施していくことが必要であり、その実施体制の充実が課題である。また、地域のネットワークづくりを目指して、キャラバン・メイト連絡会やフォローアップ講座等も実施していく必要性がある。
	3 サポーターが具体的に何が出来るか考えられるよう、他の地域での取り組みの紹介や具体的な活動の場の提供について検討する必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
活動できる認知症キャラバン・メイトを養成する。	サポーター養成講座の拡大・充実を図ることができる。
認知症サポーター養成講座を学校、警察、職能団体・地域団体等を対象に計画的に積極的に実施していく。	サポーター養成講座を計画的に実施することにより、地域ネットワークの基盤をつくることことができる。
認知症キャラバン・メイトの情報共有や成果発表の場を確保し、講座の実践報告や手法についての学びあいの場とするため、キャラバン・メイト連絡会の充実を図る。	キャラバン・メイトの力量形成を図り、地域のネットワークづくりができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症を正しく理解し、認知症高齢者や家族を支援していく地域づくりに貢献する。 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が急増することが予想されることから、認知症に対する普及啓発を図り、地域で安心して暮らせるまちづくりを進める。

議会議事録 (要旨)	平成18年二定 区民との協働で「認知症を知るキャンペーン」の積極的推進について
---------------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	医療福祉相談事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	柏原 優子	内線	2662
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	家族介護支援事業費(01-02-02)				
事務事業の種類	新規事業	(22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	56 年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔 〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に、家族や介護者や関係者に対して、医療保健福祉等の相談を行う。また、入退院等に係る医療機関についての情報提供等、高齢者の医療福祉相談を円滑に進めるために、医療機関、地域包括支援センター、関係機関とのネットワークを構築する。				
対象者等	65歳以上の高齢者及び家族や関係者を対象とする。				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の入退院に関する相談 2 医療保健福祉制度利用に関する相談 3 区民向け医療福祉資料や関係者向けの「社会資源情報」の作成 4 医療機関や地域包括支援センター等との連携会議の実施と医療機関主催の連携会議への参加することにより、ネットワークを形成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第一回医療連携会議 平成21年5月29日(金) 医療連携会議を実施 テーマ「高齢者の退院に向けた支援と連携について」 参加者：65名(医療機関26か所33名、地域包括支援センター5か所14名、区職員18名) (2) 第二回医療連携会議 平成21年9月9日(水) 医療連携会議を実施 テーマ「高齢者の虐待事例への支援」 参加者：64名(医療機関18か所23名、老人保健施設2か所3名、地域包括支援センター5か所17名、区職員21名) (3) 第三回医療連携会議 平成22年2月26日(金) テーマ「精神科医療機関との連携」 5 訪問看護指導事業に関する事務 				
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和56年度に訪問看護指導事業の開始時に、非常勤医療福祉相談員が1名配置された。 2 平成10年度から、訪問看護指導事業が保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管された際に、医療福祉相談事業も移管となった。 3 平成21年度には相談業務の充実と各関係機関によるネットワークの構築をめざして、非常勤の医療福祉相談員を1名増員し、2名体制とした。 4 平成20年度までは医療福祉相談は訪問指導事業に含めていたが、21年度からは、新たに事業として独立させた。 				
必要性	医療法及び診療報酬の改正により、高齢者の早期退院が求められてきており、入院・退院・転院に関する相談が増えている。そのため、近接する医療機関との情報交換を行い、関係機関との顔の見えるネットワークを構築するなどにより、医療福祉相談体制を強化することは重要である。				
実施方法	(2-一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額						5,728	5,743	
決算額(22年度は見込み)						5,629	5,743	
人件費						1,792		
【事務分担量】(%)						22		
合計(+)	0	0	0	0	0	7,421	5,743	
国(特定財源)						2,251	2,296	
都(特定財源)						1,126	1,148	
その他(特定財源)						2,252	2,299	
一般財源	0	0	0	0	0	1,792	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	医療福祉相談件数	433	438	371	307	317	582	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬			非常勤医療福祉相談員	4,936	非常勤医療福祉相談員	4,936
	共済費			健康保険・厚生年金	657	健康保険・厚生年金	690
	旅費			特別旅費	2	特別旅費	19
	需用費			消耗品	19	消耗品	18
	負担金			負担金	6	負担金	7
	需用費			食糧費	9	食糧費	8
	報償費					謝礼	52
	使用料及び賃借料					会場使用料	13

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	相談件数	307	261	582	600	600	
	訪問件数	0	3	11	10	10	
	連携会議等の開催（回数）		2	4	3	3	21年度実績は医療連携会議3回、訪問看護ステーションとの連絡会1回

指標分	<p>入退院できる医療機関に関する相談が多く寄せられる。医療福祉相談員は相談者のニーズと病状等を勘案して、医療機関の情報を紹介している。しかしながら、制度改正に伴い、医療機関の状況はめまぐるしく変動しており、情報の収集とネットワークづくりが課題である。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>（実施区 未実施区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>医療連携会議を開催し、関係機関のネットワークを構築する。</p>	<p>医療機関・地域包括支援センター・高齢者福祉課等との「顔の見えるネットワーク」が実現できることにより、相互の役割や機能を共有でき、高齢者の在宅支援の充実が期待できる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	<p>日常区民から寄せられる医療相談に的確に答えるため、区内・近隣の医療機関、地域包括支援センター等関係機関との連携を強化することは必要である。</p>

議（要旨）	<p>平成20年決算特別委員会 医療機関の紹介窓口について 平成21年三定 転院に関する支援策について 平成22年予特 医療相談窓口の充実に対する評価について</p>
-------	---